

「平成 16 年度政策評価・施策評価に係る評価の結果」  
県の対応方針の経過状況

（「第 3 回政策評価部会後の委員意見」分 抜粋）

平成 17 年 3 月

| No | 政策名                             | 施策名            | 政策評価指標                                      | シート | 県行政評価委員会<br>政策評価部会の意見  | 県の対応方針<br>(平成16年10月29日現在)   | 左記対応方針の経過、<br>平成17年度予算等への<br>反映状況等<br>(平成17年3月末現在)  | 担当課              |
|----|---------------------------------|----------------|---|-----|--|---|---|------------------|
| 1  | 1 障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり |                |   | A   | 7段階判定：5<br>・「みやぎ知的障害者施設解体宣言」について、人々の意識を変えるために敢えて解体宣言したのであれば、それが従来の入所施設と同じにならないように、機能を考えていくといったことを前面に出すべきではないか。   | ・「みやぎ知的障害者施設解体宣言」の理念の実現を図ることについては、みやぎ障害者プランの見直し（平成16年度策定予定）を行っており、その見直しの中で検討している。また、理念実現に向けた取組を大幅に拡充する等平成17年度重点事業においてもその検討を行っている。                                     | ・「みやぎ知的障害者施設解体宣言」の理念の実現に向け、平成17年度は、社会福祉法人が実施する自立生活訓練事業に要する経費を補助する「知的障害者地域生活移行型施設機能強化事業」や障害者の賃貸住宅の入居機会の確保と安定した居住継続を支援するための「賃貸住宅入居支援事業」など新規事業を行うとともに、継続事業についても内容拡充を図るなどの予算措置をしている。        | 障害福祉課            |
| 2  | 1 障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり |                |   | A   | 7段階判定：5<br>・障害者福祉の将来像を明らかにし、ひいては高齢者福祉の共同体作りなども視野にいれてはどうか。例えば、家族類似の生涯共同体の構成可能なグループホームを構築してみてもどうか。寄宿舎型からマイホーム型へ。各人が相互に契約を結んで生活し、家庭生活の型をめざし、社会復帰できる道を探ってはどうか。     | ・県では、既に、年齢や障害の程度にとらわれない福祉施策をモデル的に推進している（共生型地域生活援助事業、多機能型地域ケアホームモデル事業、共生型グループホーム整備費補助事業等）。このような事業を通じて、多様な生活形態の選択肢を提供できるよう、地域で自分らしい生活を安心して送れる社会の実現に向けて、検証しながら取り組んでいきたい。 | 変更なし  | 障害福祉課            |
| 3  | 1 障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり |                |   | A   | 7段階判定：5<br>・政策2 4「男女共同参画社会の実現と全ての人に参加できる社会の形成」の施策4「高齢者がいきいきと生活する社会づくり」は重複するので、本政策と統合する必要はないか。また、本政策には政策評価指標のない施策があるため充実する必要がある。                                | ・政策2 4 施策4との統合については、次期実施計画策定時に見直しについて検討したい。また、政策評価指標の充実についても、適切な指標が設定できるよう、今後検討したい。   | 変更なし  | 障害福祉課<br>長寿社会政策課 |
| 4  | 1 障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり | 1 障害者の地域での生活支援 | ・障害者生活支援センター設置数<br>・グループホーム設置数（知的障害者・精神障害者） | B   | 7段階判定：4<br>・政策評価指標「障害者生活支援センター設置数」、「グループホーム設置数（知的障害者・精神障害者）」について、総人口、対象者居住人口等を加味した施設の整備が行われているのか、現況値・目標値の根拠が示されると理解しやすい。また、施設の「数」だけでなく「機能」を見ていくような指標の検討が必要である。 | ・みやぎ障害者プランの見直し（平成16年度策定予定）を行っており、その検討結果を参考としながら、政策評価指標の見直し等を行っていく。また、日中活動の場（通所施設の整備数等）やソフト面（ホームヘルパー派遣時間数）に関する政策評価指標等についても合わせて検討していく。                                  | ・新しい「みやぎ障害者プラン」（17.3月策定）の事業期間は、17～22年度までとなっているため、平成16年度事業の評価に当たっては、現行の政策評価指標を継続して使用することとする。<br>・なお、平成16年度事業の評価に当たっては、日中活動の場の整備状況等については、施策評価シート（C）や事業分析カードにおいてその進捗状況を記載することにより対応することとする。 | 障害福祉課            |
| 5  | 1 障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり | 1 障害者の地域での生活支援 | ・障害者生活支援センター設置数<br>・グループホーム設置数（知的障害者・精神障害者） | B   | 7段階判定：4<br>・政策評価指標「グループホーム設置数（知的障害者・精神障害者）」には、（難病）も加えるべきである。在宅での介護力低下に対応できない。医療機関も長期的には受け入れ難い。   | ・医療的ケアが必要不可欠な難病患者のためのグループホームについては、現在のところ県内に存在しないこと及び地域で自立した生活を送るための手段としてグループホームという形態が適切であるのか等について検討段階であり、現段階においては当該政策評価指標に難病患者のためのグループホームを加えることは困難である。                | 変更なし  | 障害福祉課            |
| 6  | 1 障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり | 1 障害者の地域での生活支援 |   | C   | 7段階判定：4<br>・重点的に行う事業を選定すべきではないか。総花的にあれもこれもやるのは中途半端にならないか。  | ・当該施策を構成する事業数は、16事業あり、他施策と比較すると多くなっているが、当該施策は県の重要施策であり、その事業数は多くなる傾向にあるとともに、今回記載している事業は全て県の重点事業として位置づけられているものであり、それぞれの事業は全て同施策にとって必要不可欠な事業となっている。                      | ・当該施策を構成するH16年度の重点事業数15、さらに「社会福祉施設等施設設備整備事業費補助」事業等重点事業以外で日中活動の場の整備に関する事業がある。<br>・これらの事業は、全て同施策にとって必要不可欠な事業であり、記載事業数を減らすのは困難である。   | 障害福祉課            |

| No | 政策名                             | 施策名                    | 政策評価指標                          | シート | 県行政評価委員会<br>政策評価部会の意見  | 県の対応方針<br>(平成16年10月29日現在)   | 左記対応方針の経過、<br>平成17年度予算等への<br>反映状況等<br>(平成17年3月末現在) | 担当課     |
|----|---------------------------------|------------------------|---------------------------------|-----|--|---|--|---------|
| 7  | 1 障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり | 1 障害者の地域での生活支援         |                                 | C   | 7段階判定：4<br>・県民満足度の評価が年次的に低下し、事業群の設定や有効性に問題があると思われるが、県の評価（認識）が適切、有効、効率的などとなっている。  | ・本施策に係る事業の多くは、平成15年度からスタートした支援費制度に関わるもので、すぐにその成果は現れないことから、現時点では事業群の設定は「適切」なものと考えていたが、県民満足度調査での県民の評価が低下してきており、今後事業を効率的に行っていく必要があることから、評価を「おおむね適切」に修正する。<br><br>【評価結果】<br>・施策評価シートCの「C-4 評価結果」については、「適切」から「おおむね適切」に修正する。  | 変更なし   | 障害福祉課   |
| 8  | 1 障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり | 2 重度障害者の家庭での生活支援       | ・利用希望者に対する提供率                   | B   | 7段階判定：5<br>・政策評価指標「利用希望者に対する提供率」は、現況値が100%となっているが、中味が重要である。利用者の満足度に関する指標も同時に採用すべき。100%提供されても100%不満なケースも考えられる。<br>・サービス利用者が少ない場合、利用者の満足度情報が有用であるがこれが取り入れられていない。                   | ・政策評価指標については、事業主体を市町村とする「全身性障害者介助人派遣事業」及び人工呼吸器を装着した在宅療養のALS患者を対象とする「ALS在宅療養患者介助人派遣事業」の2つを対象としており、両方とも福祉的なサービスの提供である。<br>・これらのサービスは、障害のため寝たきりあるいは人工呼吸器装着の在宅療養者の介護を行っている家族を対象としているところであるが、これらのサービス提供を含めても、24時間フルタイムの支援体制にはほど遠い状況にあり、長期にわたる介護による経済的・身体的な負担を強いられている家族は、フルタイムでの支援を望んでいる状況にもあることから、利用者としての満足度調査を行っても、これで満足というような回答は期待できないと思われる。 | 変更なし   | 健康対策課   |
| 9  | 1 障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり | 2 重度障害者の家庭での生活支援       |                                 | C   | 7段階判定：5<br>・事業費による給付が無償であることにつき次の点に注意してほしい。難病者を抱えた家族の大変さには同情を禁じえないが、プライバシー保護の点から問題はあろうが家族の資力等を考えて支援のあり方を変える必要はないか。本事業対象外の患者の家族と対比して県の関与が不公平にならぬよう留意すべきである。                       | ・ALS在宅療養患者介助人派遣事業は、難病の中でも特に厳しい病態にあるALS患者の支援策として創設されたところであるが、全身性障害者介助人派遣事業については、そのような状態にある方全てを対象とした支援策であり、県の関与は公平であり妥当と考える。  | 変更なし   | 健康対策課   |
| 10 | 1 障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり | 2 重度障害者の家庭での生活支援       |                                 | C   | 7段階判定：5<br>・県民満足度が低下傾向で分散も大きくなっており、この原因を検討すべきである。  | ・県民満足度については、当該事業が最も重い一握りの患者を対象とした施策でもあり、あまり一般的に知られていない状況にもあることから低下したのではないと思われるが、今後の状況の推移を見て検討していきたい。  | 変更なし   | 健康対策課   |
| 11 | 1 障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり | 3 介護が必要な高齢者を支えるサービスの充実 | ・要支援・要介護高齢者のうち介護サービスを利用している者の割合 | B   | 7段階判定：5<br>・政策評価指標「要支援・要介護高齢者のうち介護サービスを利用している者の割合」は、資源利用のインプットの評価であり、これだけでは不十分。サービスにより、要介護・要支援状況がどのように変化したか(良くなった割合など)のアウトカム指標とすべき。<br>・利用者割合100%の目標値をめざすのは自立支援の理念に反する対応であり、不適切。 | ・この指標は、介護保険制度が浸透するまでの当面の間、介護サービスを利用できる体制がどの程度確保されているかを確認するための指標として設定したものである。<br>3か年の推移を見ると80%前後で頭打ちであること、最近の調査で「要支援・要介護1」の認定が大幅に増えていること等から、こうした新しい状況に見合う指標の設定が必要との意見を頂き、新しい指標を検討してきたが、現在のところ適当な指標が見出せないため、引き続き検討する。<br>なお、検討の方向としては、介護保険制度の見直しの中で要支援・要介護1などの軽度者を対象として検討されている「新・予防給付」、情報開示の標準化などに関連するものやケアマネジャーの満足度などが考えられる。               | 変更なし   | 長寿社会政策課 |

| No | 政策名                             | 施策名                    | 政策評価指標 | シ<br>ン<br>ト | 県行政評価委員会<br>政策評価部会の意見  | 県の対応方針<br>(平成16年10月29日現在)   | 左記対応方針の経過、<br>平成17年度予算等への<br>反映状況等<br>(平成17年3月末現在) | 担当課     |
|----|---------------------------------|------------------------|--------|-------------|--|---|--|---------|
| 12 | 1 障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり | 3 介護が必要な高齢者を支えるサービスの充実 |        | C           | 7段階判定：5<br>・施設整備については、地域・必要性・人口比等きめ細かくデータに基づいて行うこと。また、デイサービス等の本人負担割合や使・利用者の要望等を常時調査し、費用対効果を書面の数字だけでなく、実際に検証することが肝要である。   | ・施設整備については、県の介護保険事業支援計画、各市町村の介護保険事業計画に定める整備目標のほか、地域の需要等を踏まえ補助事業の採択を行っている。また、近年は、デイサービスセンターや痴呆性高齢者グループホームにおいて、株式会社等民間企業の参入が急増しており、それらの動向等を確認しながら整備を進めていく。<br>利用者の要望等については、利用者からの苦情・相談等について、国保連が毎月県や市町村の実績を取りまとめ、実態の把握に努めている。また、適正なサービスの提供や介護報酬の請求が行われているかについて、事業者に対する実地指導等において確認することで費用対効果の検証を行っている。<br>なお、利用者の要望等に対する調査については、今後、検討していく。   | 変更なし   | 長寿社会政策課 |
| 13 | 1 障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり | 3 介護が必要な高齢者を支えるサービスの充実 |        | C           | 7段階判定：5<br>・事業者の申請内容につき適正なチェックがなされるよう努め、悪質な事業者の締め出し等厳格な対応を行う必要がある。   | ・事業者の指定基準は、厚生省令で定められており、申請内容が真正であるか、人員、設備を確認の上、指定を行っている。指定後、不正が認められた場合は、指定取消等の処分により対応する。また、介護保険制度の見直しの中で、事後規制ルールの確立（指定更新制の導入、指定の欠格事由への指定取消履歴の追加、勧告・命令等の新たな権限の追加）が検討されている。   | ・事後規制ルールの確立については、法改正が予定され、平成18年度施行される見込みである。       | 長寿社会政策課 |
| 14 | 3 子どもを安心して生み育てることができる環境づくり      |                        |        | A           | 7段階判定：4<br>・圏域別の満足度・優先度を分析し、異同につき原因・背景を検討してきめ細かい対応をすべきである。例えば、登米は施策2「出産や子育てのしやすい労働環境の整備」（の優先度）が全体より高く、他は総じて低い。施策3「多様な保育サービスの充実」との関連を特別保育事業の実施状況と対照すると、当該事業実施数が少ないことがわかる。本事業は地元よりの要望によるとの分科会での説明であったが、これらのデータをも参考にして審査する必要があると思われる。 | ・事業の実施にあたっては、県民満足度調査の結果を踏まえ、市町村のヒアリング等も実施して対応している。記述上、その点が明確となっていなかったため、次回からその点について記述を行いたい。<br>また、例示のあった点については、今後の参考としたいと考えているが、そうした相関関係の存否については、満足度調査結果の単純な比較だけでは分析できない、複雑な要因を含んでいるものと考えている。県としては、その点も含めて市町村に対するヒアリング等を実施して、状況把握に努めているところである。<br>・特別保育事業について、県民満足度調査で優先度が高い事業であっても市町村が協議してこないものについては審査はできない状況である。県と市町村は、本来、対等協働の関係であり、事業の実施・不実施の判断は、事業主体である市町村の判断が尊重されるべきものである。したがって、事業推進の参考とするための情報収集として市町村の意見を聴くことは可能だが、事業を実施しない市町村について実施しない理由を審査することについては、慎重ならざるをえないと考えている。なお、市町村が適切な判断を行えるよう、県民満足度調査の結果も含め十分に情報提供を行いながら、また、市町村の意見を十分に聴きながら、適切に施策を誘導していきたい。 | 変更なし   | 子ども家庭課  |

| No | 政策名                        | 施策名            | 政策評価指標                    | シート | 県行政評価委員会<br>政策評価部会の意見  | 県の対応方針<br>(平成16年10月29日現在)   | 左記対応方針の経過、<br>平成17年度予算等への<br>反映状況等<br>(平成17年3月末現在) | 担当課    |
|----|----------------------------|----------------|---------------------------|-----|--|---|--|--------|
| 15 | 3 子どもを安心して生み育てることができる環境づくり | 3 多様な保育サービスの充実 | ・保育所入所待機児童数<br>・特別保育事業実施率 | B   | 7段階判定：3<br>・政策評価指標「特別保育事業実施率」は、特別保育のニーズを調査せず、希望者にどの程度応えているか把握していない現状では評価に使えない。また、全ての保育所において様々な特別保育を実施するのが目的でないならば、施策名を「多様な」と大上段に掲げているのは不適切である。<br>・政策評価指標の「保育所入所待機児童数」の算定は、厚生労働省の定義のみでなく、実態を反映した計算を行って求めることが望ましい。例えば、待機児童は希望している保育所の待ち数で測定すべき。 | ・市町村が実施主体となって取り組んでいるものであり、県としては、地域の実情に応じた多様な保育サービスの充実に図られるよう、市町村が行う保育所整備や特別保育事業に対する支援を行っているものである。<br>・現在、県内各市町村では、次世代育成支援対策推進法に基づき、地域における子育て支援等について、目標、目標達成のために講ずる措置の内容等を盛り込んだ行動計画を策定中である。行動計画の策定に当たっては、市町村は、ニーズ調査を実施することによりサービス利用者の意向を把握することとなっている。県としては、保育の実施主体である市町村の意向を確認しながら保育所整備や特別保育事業を推進し、多様な保育サービスの充実に図っていく。<br>・保育所待機児童数については、国において新定義による待機児童数を公表しているところであり、県としても新定義による待機児童数を指標として公表していくこととする。なお、今後も旧定義による待機児童数をも把握し、保育所整備等を推進することにより待機児童の解消を図っていくとともに、待機児童の多い市町村については、個別に指導を行いながら待機児童の早期解消に努めることとする。<br><br>(参考)<br>保育所入所待機児童の定義の概要<br>・新定義：保育所入所申込が提出されており、入所要件に該当しているが、入所していないもの。(地方単独保育施策で保育されている児童、他に入所可能な保育所があるにもかかわらず、特定の保育所を希望し、保護者の私的な理由により待機している児童は除く。)<br>・旧定義：保育所入所申込が提出されており、入所要件に該当しているが、入所していないもの。 | 変更なし   | 子育て支援室 |
| 16 | 3 子どもを安心して生み育てることができる環境づくり | 3 多様な保育サービスの充実 |                           | C   | 7段階判定：3<br>・特別保育事業の実施に当たっては、聴き取り調査等も含め、ニーズを把握し、当該事業の必要性を検討し、地域のニーズに適った事業が実施できるよう、より一層きめ細かな対応が望まれる。   | 【上記(No.15)欄に記載のとおり】   | 変更なし   | 子育て支援室 |
| 17 | 3 子どもを安心して生み育てることができる環境づくり | 3 多様な保育サービスの充実 |                           | C   | 7段階判定：3<br>・事業による利用者の増加、アンケート調査結果、待機者の減少などの実績・成果を示してほしい。ハード的な実績・成果のみでは不十分。   | 【上記(No.15)欄に記載のとおり】   | 変更なし   | 子育て支援室 |
| 18 | 3 子どもを安心して生み育てることができる環境づくり | 3 多様な保育サービスの充実 |                           | C   | 7段階判定：3<br>・指標の達成度や満足度に関するデータが不十分なため、自己評価が十分行われていない。   | 【上記(No.15)欄に記載のとおり】   | 変更なし   | 子育て支援室 |
| 19 | 3 子どもを安心して生み育てることができる環境づくり | 3 多様な保育サービスの充実 |                           | D   | 7段階判定：3<br>・施策の拡大の方向性は理解できるが、どのような重点事業を考えているか示すべきである。現状では待機児童への対応が不十分であり、抜本的検討が必要である。  | 【上記(No.15)欄に記載のとおり】   | 変更なし   | 子育て支援室 |

| No | 政策名                        | 施策名                    | 政策評価指標                                      | シート | 県行政評価委員会<br>政策評価部会の意見   | 県の対応方針<br>(平成16年10月29日現在)   | 左記対応方針の経過、<br>平成17年度予算等への<br>反映状況等<br>(平成17年3月末現在)   | 担当課    |
|----|----------------------------|------------------------|---|-----|---|---|--|--------|
| 20 | 3 子どもを安心して生み育てることができる環境づくり | 6 子どもと家庭を支える相談・支援体制の充実 | ・不登校児童生徒の在籍者比率（出現率）<br>・児童相談所における児童虐待相談の相談率 | B   | 7段階判定：4<br>・不登校について、文部科学省の学校基本調査速報(河北新報8月11日付け朝刊28ページ)によれば、本県は全国計と同じ出現率1.15であるが、東北地方でのそれは最高となっている。本調査時、学校側が特に効果があった対応として家庭訪問を挙げている。よって「政策評価指標分析カード」中「今後の見通し」でも言及はあるが、本施策の相談支援体制に家庭環境の改善をも視野に入れた対応を行う旨明記すべきではないか。  | ・「家庭環境の改善」をも視野に入れた対応については、行政としてどこまで開かれるか、また開かれるべきかという基本的な課題を整理し、検討していきたい。なお、子ども総合センターのメンタルヘルスクリニックにおいては、不登校の子どものケアだけでなく、その家庭や関係者へのサポート体制にも力を入れており、さらなるサービスの充実を図っていきたい。  | 変更なし   | 子ども家庭課 |
| 21 | 3 子どもを安心して生み育てることができる環境づくり | 6 子どもと家庭を支える相談・支援体制の充実 | ・不登校児童生徒の在籍者比率（出現率）<br>・児童相談所における児童虐待相談の相談率 | B   | 7段階判定：4<br>・政策評価指標である「児童相談所における児童虐待相談の相談率」については、相談件数と虐待件数の相関関係がわからなければ、指標が何を意味しているのか、指標を見て施策として何を考えていくのか伝わってこない。件数とともにその内容を分析し、背景の要因を類型化して対応を考えるべきであるから、細かい分析をしてもらいたい。例えば、虐待の場合には、親権喪失・停止・児童福祉施設への入所が問題になるが、そのためには関係機関との連携が必要である(C-3(2)に言及があるが)。常設の協議機関を設けて対応し、施策の実効性を高める必要がある。 | ・「児童相談所における児童虐待相談の相談率」について、虐待の実件数との相関関係については、虐待事件はそれが顕在化しにくい点が正に問題であり、そもそもその実数把握が困難な中で、なんとか顕在化しようという取組みの結果であると考え。なお、県としては、その内容の分析は行っており、行政機関や民間活動組織等も参加した児童虐待防止のためのネットワーク組織を整備し、施策の実効性を高める努力を行っているが、なおその適切な運営と充実強化に努めていきたい。 | 変更なし   | 子ども家庭課 |
| 22 | 3 子どもを安心して生み育てることができる環境づくり | 6 子どもと家庭を支える相談・支援体制の充実 | ・不登校児童生徒の在籍者比率（出現率）<br>・児童相談所における児童虐待相談の相談率 | B   | 7段階判定：4<br>・子育て支援センターの整備率も指標として重要と思われる。   | ・子育て支援センターの整備率を指標に加えるべきとの指摘については、地域の子育て支援を充実するための施策の現状や他の施策との関連等を踏まえ、検討したい。   | 変更なし   | 子ども家庭課 |
| 23 | 3 子どもを安心して生み育てることができる環境づくり | 6 子どもと家庭を支える相談・支援体制の充実 |   | C   | 7段階判定：4<br>・地域子どもセンターや総合センター等の設置・整備については、将来の少子化や小・中・高一貫教育及び6・3制教育制度見直し等を見据えた根本的な計画をたてなければ無駄なことになる。必須・緊急な事業群にしぼる必要はないか検討すべきである。  | ・相談体制の整備については、住民のニーズ等を踏まえながら検討していく。   | 変更なし   | 子ども家庭課 |
| 24 | 3 子どもを安心して生み育てることができる環境づくり | 6 子どもと家庭を支える相談・支援体制の充実 |   | C   | 7段階判定：4<br>・施策は、不登校児童を減らすことよりも、不登校になった子供たちが適切な教育の機会を得る比率が大事ではないか。成果は人数だけでなく、達成率や利用者の満足度などを反映したものが望まれる。  | ・不登校になった子どもたちが適切な教育の機会を得ることは重要であるが、不登校児を減らすことも重要である。県としては、けやき教室等を通じて教育の機会の確保を図るとともに、学校生活に復帰するための支援を行う二本柱で対応していきたいと考えている。なお、政策指標については、さらに検討したい。  | 変更なし   | 子ども家庭課 |
| 25 | 3 子どもを安心して生み育てることができる環境づくり | 7 青少年の健全育成             | ・引きこもり支援機関の設置数                              | B   | 7段階判定：4<br>・政策評価指標として、喫煙率の減少をめざす指標や補導数・率なども検討すべき。   | ・政策評価指標については、関係課と協議して適切な指標について検討していく。   | ・引き続き、指標については関係課と検討を行うが、平成16年度事業の評価については、現行の指標を使用することとする。<br>・なお、平成16年度事業の評価の際には、施策評価シート(C)や事業分析カードにおいて関連事業を整理しその進捗状況を記載することとする。 | 障害福祉課  |

| No | 政策名                        | 施策名        | 政策評価指標         | シート | 県行政評価委員会<br>政策評価部会の意見   | 県の対応方針<br>(平成16年10月29日現在)  | 左記対応方針の経過、<br>平成17年度予算等への<br>反映状況等<br>(平成17年3月末現在)  | 担当課                    |
|----|----------------------------|------------|----------------|-----|---|--|---|------------------------|
| 26 | 3 子どもを安心して生み育てることができる環境づくり | 7 青少年の健全育成 | ・引きこもり支援機関の設置数 | B   | 7段階判定：4<br>・児童虐待・不登校・非行ないし犯罪予防等と関連させた対策を講ずるべきだと考える。担当部局をできるだけ一体化して集約した対応を行えるようにしてはどうか。情報の一元化、各部局での共有化をはかってはどうか。                                   | ・「関連させた対策」等については、各部局との連絡会議等においてより一層情報の共有化等を図っていく。なお、「対策の一体化」については、別施策「子どもと家庭を支える相談・支援体制の充実」の中に位置づけるよう次期実施計画策定時に検討を行う。  | 変更なし  | 青少年課<br>障害福祉課<br>義務教育課 |
| 27 | 3 子どもを安心して生み育てることができる環境づくり | 7 青少年の健全育成 |                | C   | 7段階判定：4<br>・引きこもり対策をこの施策に入れるのがよいのか。厚生労働省のガイドラインで、引きこもりを精神障害分野で扱っているのであれば、精神関係の施策に移行した方がフィットする。  | ・「引きこもり対策」については、別施策「障害者の地域での生活支援」の中に位置付けるよう次期実施計画策定時に検討を行う。  | 変更なし  | 障害福祉課                  |
| 28 | 3 子どもを安心して生み育てることができる環境づくり | 7 青少年の健全育成 |                | C   | 7段階判定：4<br>・実績・成果については、データ収集して何ができたとか、研修会の開催数、参加者数、満足度などを示した方がよい。   | ・「施策評価シートC」の「事業実績・成果」欄を次のように修正する。<br>「フリースペースの利用者に関する分析・考察を行い支援プログラム構築のための基礎データ収集に努めた結果、問題解決に向けた個別支援方法やフリースペースを運営していく上でのノウハウや課題等が明確となった。精神保健福祉センター、モデル保健福祉事務所において関係者、一般住民に対する研修会を開催した。（研修会開催回数：2回、参加者人数：154人）」 | 変更なし  | 障害福祉課                  |
| 29 | 6 県民が安心して安全な生活を送るための環境づくり  |            |                | A   | 7段階判定：3<br>・政策の概念が非常に大きく、大規模災害や犯罪の予防、病気、事故、食品の安全まで広範囲にわたっており、それぞれを個別に見ると政策として十分に機能しているとは言い難い。   | ・本政策に含まれるべき施策内容は非常に多岐にわたり、同一の枠組みで論ずるのは困難である。特に施策1「救急搬送体制の整備」については、救急医療の一翼を担うものであり、政策2「どこに住んでいても必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくり」の中の、「救急医療体制の充実」の枠組みの中で総合的に議論することが適切であるため、次期実施計画策定時に施策体系の見直しを検討したい。                      | 変更なし  | 消防課<br>医療整備課           |
| 30 | 6 県民が安心して安全な生活を送るための環境づくり  |            |                | A   | 7段階判定：3<br>・県民満足度では期待の大きい政策・施策であるが、かい離度が大きく分散度も中程度であり一層の努力が求められる。特に、施策5「建築物の安全性と適正な維持保全」は、地震など自然災害に対する安全性に関するものと思われ、必要性は「大」と考えられる。耐震診断などが必要と思われる。 | ・当該施策は、安全で良質な建築物を普及させることを目的としている。自然災害に対する建築物の安全性に関しては、政策7「美しい県土の保全と災害に強い地域づくり」中の施策5「震災対策の推進」で、家具転倒ゼロ作戦、みやぎ木造住宅耐震診断促進事業、危険ブロック塀等除去事業などを行っている。   | 変更なし  | 建築宅地課                  |
| 31 | 6 県民が安心して安全な生活を送るための環境づくり  |            |                | A   | 7段階判定：3<br>・政策評価指標を有する施策が1つしかなく、本政策を強力に推進するためには、他の施策にも指標を設定する必要があるのではないか。   | ・施策2「犯罪のない安心して暮らせるまちづくり」と施策3「事故のない安全で快適な交通社会の実現」については、平成17年度の重点施策に位置付けられていることから、来年度の指標設定を検討している。   | ・施策2「犯罪のない安心して暮らせるまちづくり」の政策評価指標の設定については検討を行ったものの決定まで至らなかったため平成17年度も継続して検討する。<br>・施策3「事故のない安全で快適な交通社会の実現」の政策評価指標(平成16年度候補指標)として「年間の交通事故死者数」を設定することとした。 | 県警本部                   |

| No | 政策名                       | 施策名         | 政策評価指標     | シート | 県行政評価委員会<br>政策評価部会の意見  | 県の対応方針<br>(平成16年10月29日現在)  | 左記対応方針の経過、<br>平成17年度予算等への<br>反映状況等<br>(平成17年3月末現在)  | 担当課 |
|----|---------------------------|-------------|------------|-----|--|--|---|-----|
| 32 | 6 県民が安心して安全な生活を送るための環境づくり | 1 救急搬送体制の整備 | ・高規格救急自動車数 | B   | 7段階判定：3<br>・政策評価指標が「救急隊1隊に1台の高規格自動車」という単純なものでいいのか。何の根拠・検証もなく、ただ数を増やせばというのではなく、政策というのは今よりも改善するという見込み、シミュレーションにより高規格自動車を増やせば改善するという根拠があって、この政策が意味を持つ。これだけの予算を使って導入するからには根拠の説明が必要。  | ・高規格救急自動車は、これを配備することによって高度の救命医療処置を行い、病院までの搬送途上において救命率を高めることが大きな目的である。従って救急救命士の養成と整合性をとりながら整備を図っているものである。本県の救急隊への高規格救急自動車の配備状況は全国と比較し中位の状況にあるが、搬送時間は残念ながら4.6番目である。搬送時間の短縮は病院の受け入れ体制の整備などが必要だが、これを短期間に実施することは困難であり、搬送中における高度の救命医療処置が、救命率の向上に大きく寄与すると認められるため、更に計画的な整備を進めることが求められている。  | 変更なし  | 消防課 |
| 33 | 6 県民が安心して安全な生活を送るための環境づくり | 1 救急搬送体制の整備 | ・高規格救急自動車数 | B   | 7段階判定：3<br>・政策評価指標は「搬送時間」などが適切。高規格救急自動車も参考指標ではあるが、搬送時間との併用で意味がある。  | ・高規格救急自動車の整備は搬送時間で論ずるものではなく、搬送時において、いかに高度の救急救命処置を行い救命率を高めるかということが最も重要なことである。<br>・また、本施策は本県の救急医療体制の整備と密接不可分な関係にあり、搬送時間の短縮を本政策の枠組みの中で検討するのは非常に困難である。本施策は、政策2「どこに住んでいても必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくり」の中で実施し、当該政策の中で総合的な検討を行うことが適切と思われる。従って、県総合計画における本施策の位置づけを再検討する。<br>・以上の点から、「政策評価シートB」について、次のとおり内容を追加するものとする。<br>「本県におけるC P A（心肺停止患者）に対する救命率については、高規格救急自動車において救急救命士が救命処置を行った場合と、旧型車において一般救急隊員が救命処置を行った場合とでは2.6ポイント、2.4倍の救命率が向上しており、確実な救命効果が認められている。」 | 変更なし  | 消防課 |
| 34 | 6 県民が安心して安全な生活を送るための環境づくり | 1 救急搬送体制の整備 |            | C   | 7段階判定：3<br>・他要因の分析の必要性について<br>高齢者人口・疾病率等の諸要因を分析して検討する必要があるかもしれない。それによって単に救急隊・救急車を増やして対応するのではなく、疾病の予防等での対処策を講ずるべきかを考えたらどうであろうか。<br>例えば、気仙沼、栗原地区の救急搬送患者の死亡率が5.3%、5.8%であるが、仙台市1.3%、名取市2.3%、塩釜1.9%と比較した場合、他の要因と関係していると考えられ、これらの分析がなされればより効果的な施策・事業展開が期待できると思われる。 | ・他要因の分析の必要性は認められるが、救急搬送体制の整備とは別に論ずるべきと思われる。<br><br>【上記対応方針に対する委員意見】<br>・確かに指摘事項は、直接施策1には直結しないかもしれない。しかし、他部局（医療関係部局）との連携を密にし、例えば指摘部分の情報等を共有しつつ、対応を考えれば、また、別の事業展開となるのではないかとと思われる。  | ・救急搬送体制の整備については、救急医療の一翼を担うものであることから、本来政策2「どこに住んでいても必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくり」の中の、「救急医療体制の充実」の枠組みの中で総合的に議論することが適切であるため、施策体系の見直しが必要である。 | 消防課 |
| 35 | 6 県民が安心して安全な生活を送るための環境づくり | 1 救急搬送体制の整備 |            | C   | 7段階判定：3<br>・事業内容が救急搬送体制整備に結びついておらず、指標や成果分析などが不十分なことから、全て「課題有」ではないか。  | ・事業内容は救急医療上、非常に重要な要素である救命処置を行う救急自動車の整備に関するものであり、適切と考える。  | 変更なし  | 消防課 |



| No | 政策名                   | 施策名 | 政策評価指標 | シート | 県行政評価委員会<br>政策評価部会の意見  | 県の対応方針<br>(平成16年10月29日現在)   | 左記対応方針の経過、<br>平成17年度予算等への<br>反映状況等<br>(平成17年3月末現在) | 担当課   |
|----|-----------------------|-----|--------|-----|--|---|--|-------|
| 36 | 7 美しい県土の保全と災害に強い地域づくり |     |        | A   | 7段階判定：3<br>・政策名「美しい」県土の保全に対応する目標・施策がない。<br>・震災対策を重点施策として組み入れたが、震災対策の全体フレームが評価からは見えてこない。震災対策は人命に関わる政策であり、緊急かつ重点的に取り組む必要があるが、施策体系が十分とは認められない。  | ・政策名中「美しい県土の保全」については、宮城県総合計画第 期実施計画策定時に、「治山対策や保安林整備」等の事業を当該政策に含めることが検討され、付けられたものである。最終的には「治山対策及び保安林整備」は政策「豊かな自然環境の保全・創造」に組み込まれ、この時点で、政策名称を変更すべきものであった。次期実施計画策定時に政策名の見直しについて検討したい。<br>・「政策評価シートA」の記述内容のうち、3項目目として下記のとおり追加する。<br>「各施策もこの政策目的の実現のために重要な役割を担っており、その必要性が認められる。なお、施策フレームとその内容について煩雑になっている部分が認められるため、施策体系を整理した上で各施策を実施する必要がある。」  | 変更なし   | 危機対策課 |
| 37 | 7 美しい県土の保全と災害に強い地域づくり |     |        | A   | 7段階判定：3<br>・施策5「震災対策の推進」は、施策6「地震防災のために必要な施設、設備の整備」と施策7「公共施設等の耐震改修」を含むという意味で、より上位に位置付けられるべきであり体系の見直しが望ましい。ある程度の事前対応が可能な「水害」や「土砂災害」と異なり、「震災」に関しては事後対応が重視される。プレート型や活断層型など、地震の性質により被害想定が大きく異なるため、ハザードマップの作成も不可能に近い。そのような意味で、施策5は総合的な震災対策として政策に格上げすることが相当である。 | ・当該政策は「防災」を主たるテーマに掲げられた枠組みであり、「震災対策」も「風水害対策」・「土砂防災」同様にそれに包含され得るものである。ただし、切迫する「宮城県沖地震」の再来や平成15年の一連の地震の教訓から、評価委員からの意見にもある通り、特筆して対策を実施するよう努める。<br>・「震災対策」に關しての施策展開の段階では、個々の事業内容に即した施策体系が望ましいことから、施策と事業の構成について見直しを行う。具体的には、比較的具体性のある施策6や施策7に組み入れる事業、また、河川施設（施策2）・砂防施設（施策3）・海岸施設（施策4）等に関する事業、県民啓発等のソフト事業（施策1）を割り振った後の、どの施策にも分類されないブロック塀や民間住宅の耐震対策や被災住宅への助成金制度といった事業を施策5として取りまとめ、施策5を「その他の震災対策の推進」として施策体系を整理し、他の防災施策と関係を明確にすることにより、政策・施策への取組み・評価する上でわかりやすいものにする 것을検討する。<br><br>【上記対応方針に対する委員意見】<br>・災害に強い地域づくりの観点から、震災対策を政策レベルにできないことはわかりました。その上で、施策体系を以下のように整理できないでしょうか。<br><災害に強い地域づくり><br>1 地域ぐるみの防災体制整備<br>2 水害から地域を守る河川等整備<br>3 土砂災害から地域を守る地すべり対策<br>4 高潮・高波による災害に強い海岸整備<br>5 地震から地域を守る震災対策<br>その1 公共施設・機関の耐震改修(現在の施策7に対応)<br>その2 地震防災のために必要な施設、設備の整備(現在の施策6に対応) | ・引き続き検討します。  | 危機対策課 |
| 38 | 7 美しい県土の保全と災害に強い地域づくり |     |        | A   | 7段階判定：3<br>・数多くの関係部課がインターネットにより情報提供をおこなっているが、必要な情報を効率的に検索できるよう包括的な「総合防災サイト」のような「入り口」を提供する必要がある。  | ・現在、防災に関する各課のホームページが県のトップページからリンクされているが、今後もより県民にわかりやすいものへと拡充していく。<br><br>【上記対応方針に対する委員意見】<br>・地域防災情報の窓口の一本化への取り組みを進め、県民に早く周知することを望みます。  | ・引き続き検討します。  | 危機対策課 |

| No | 政策名                   | 施策名            | 政策評価指標     | シート | 県行政評価委員会<br>政策評価部会の意見   | 県の対応方針<br>(平成16年10月29日現在)   | 左記対応方針の経過、<br>平成17年度予算等への<br>反映状況等<br>(平成17年3月末現在)  | 担当課   |
|----|-----------------------|----------------|------------|-----|---|---|---|-------|
| 39 | 7 美しい県土の保全と災害に強い地域づくり | 1 地域ぐるみの防災体制整備 | ・自主防災組織参加率 | B   | 7段階判定：2<br>・過年度も指摘したが、政策評価指標の「自主防災組織参加率」の実態が見えない。実際には町内会等で構成されているこの組織が、災害時に実質的な自主防災組織として機能するか実態を調査した上で、指標とするにふさわしいか判断する必要がある。                     | <p>・自主防災組織は、大規模災害直後の初期消火や人命救助など被害を軽減するために重要なものであり、その活動状況については、これまで「総合防災訓練の実施計画調査」により、各市町村訓練への参加状況を把握してきたところである。また、今年度新たに自主防災組織の活動状況調査を行い、自主的な訓練や研修会等の実施状況を確認している。その中では、昨年発生した地震の際に避難所における炊き出しや災害時要援護者世帯の安否確認などの活動実態も報告されており、今後とも市町村を通じて、活動状況、実態の把握に努めるものとする。</p> <p>・「地域ぐるみの防災体制整備」を総合的に表す指標の設定は、困難であり、一部分を表す指標を基にしながら、全体的な評価をせざるを得ないものと考えられる。</p> <p>その中でも「自主防災組織参加率」（実質は組織加入率）については毎年、全国的な状況を消防庁で公表しており、年次別、他都道府県との比較が可能なものであるため、指標の一つとして提示している。</p> <p>・「政策評価シートB」の記述内容のうち、3項目目として下記のとおり追加する。</p> <p>「自主防災組織は地域ぐるみの防災体制の確立にとって重要なファクターであり、その組織率を増やすことは、災害に強い地域の創出に向けたベースを築くものである。」</p> <p>【上記対応方針に対する委員意見】</p> <p>・消防庁が公表している全国の自主防災参加率が地域自主防災組織として実質機能しているのであればよいのですが、今年度県独自の調査を行うとのことですが、自主防災組織の実態いかんで指標を考えていくことが必要になるかと思えます。</p> <p>・この実態調査で、住民を対象としたアンケート調査を考えていると思いますが、その際に、年齢・職業・居住層等の個人の属性と地域防災組織の認知、参加の程度を調査してもらおうと労働形態や生活パターンの多様化時代での実態</p> | <p>・従来からの指標である「自主防災組織参加率」を「自主防災組織の組織率」に改めるとともに、さらに新たな指標として「各市町村における防災・震災訓練参加者数」を加えることにしました。</p> | 危機対策課 |
| 40 | 7 美しい県土の保全と災害に強い地域づくり | 1 地域ぐるみの防災体制整備 | ・自主防災組織参加率 | B   | 7段階判定：2<br>・「自主防災組織参加率」の定義があいまいである。むしろ「防災マップの整備率」のほうが指標として望ましいのではないかと。  | <p>・「防災マップの整備率」についても、1市町村全体で1部作成すればいいのかどうかは各市町村の状況により判断がまちまちになるなど、評価が行われるのに最も適切な指標を設定するのが難しい状況にある。今後、新たな指標の設定についても十分検討していきたいと考えている。</p>   | <p>・従来からの指標である「自主防災組織参加率」を「自主防災組織の組織率」に改めるとともに、さらに新たな指標として「各市町村における防災・震災訓練参加者数」を加えることにしました。</p> | 危機対策課 |
| 41 | 7 美しい県土の保全と災害に強い地域づくり | 1 地域ぐるみの防災体制整備 |            | C   | 7段階判定：2<br>・役割分担分析カードでは、防災マップ事業や民間(NPO等)が行う事業を明記し全体像がわかるようにすること。<br>・防災体制を町内会等の地域組織に依存することは、労働形態や生活パターンの多様化により、今後維持が困難となることが予想されることから様々な工夫が必要である。 | <p>・自主防災組織だけではなく、NPOなどの活動についても関係機関を通じて可能な限り、活動状況を把握することとする。また、労働形態や生活パターンの多様化による組織の形態については、他県の先進事例等を参考にしながら、市町村指導に努めていきたい。</p>  | 変更なし  | 危機対策課 |

| No | 政策名                   | 施策名               | 政策評価指標 | シート | 県行政評価委員会<br>政策評価部会の意見   | 県の対応方針<br>(平成16年10月29日現在)  | 左記対応方針の経過、<br>平成17年度予算等への<br>反映状況等<br>(平成17年3月未現在)  | 担当課   |
|----|-----------------------|-------------------|--------|-----|---|--|---|-------|
| 42 | 7 美しい国土の保全と災害に強い地域づくり | 1 地域ぐるみの防災体制整備    |        | D   | 7段階判定：2<br>・本県の置かれている震災危機に対応するため、今後地域における防災体制づくりが緊急課題であることを踏まえ、次年度の方向性が「維持」としていいものか疑問である。   | ・今まで行ってきた施策を継続的に実行するということで、「維持」という方針を出しているが、昨年度までに県が行ってきた様々な施策により、多くの市町村で防災マップ作成などの動きは高まってきており、その点を考慮した場合には実質的な事業の「拡大」と考えられる。<br>自主防災組織については、災害対策基本法の中で市町村長が育成に努め、充実を図るよう求められており、また、防災のための組織化が地域住民の責務として位置づけられている。県としては、引き続き防災知識の普及や地域リーダーの育成に努め、市町村に対し支援を行うこととする。<br>・結論として、指標が施策内容を適切に表していないという点については、県も認識しているところなので、施策評価については、「おおむね適切」から「課題有」に修正する。一方、財政事情等を考えながら相応の取り組みは行ってきたとも認識しているので、適切な評価が行えるよう、指標の設定はもとより、施策体系の見直しについても併せて今後検討していきたいと考えている。<br><br>【評価結果】<br>・施策評価シートCの「施策評価の結果」については、「おおむね適切」から「課題有」に修正する。 | ・従来からの指標である「自主防災組織参加率」を「自主防災組織の組織率」に改めるとともに、さらに新たな指標として「各市町村における防災・震災訓練参加者数」を加えることにしました。  | 危機対策課 |
| 43 | 7 美しい国土の保全と災害に強い地域づくり | 2 水害から地域を守る河川等の整備 |        | B   | 7段階判定：4<br>・ハザードマップが市町村単位で作成されているため、政策評価指標を作成市町村数としているが、ハザードマップが作成された流域の人口（県人口のシェア）として表すことができないか。                                   | ・ハザードマップの作成主体は市町村のため、市町村数を指標とすることは適当と思われる。<br>ハザードマップが作成された流域の人口（県人口のシェア）を指標とする場合、複数の河川流域に跨る市町村では、流域毎に人口を分割する必要が生じる。流域には浸水が想定される区域と想定されない区域があり、洪水ハザードマップの指標として用いる場合には、浸水が想定される区域内の人口が適当と思われるが、その場合、直轄河川と県管理河川で浸水想定区域の計画規模が大きく異なるため、重複する区域の取り扱い等について、検討が必要となり、指標とすることは難しい。<br><br>【上記対応方針に対する委員意見】<br>・分科会では市町村単位でなくハザードマップ作成した流域人口単位で指標作成を提案していますが、流域ごとの人口把握が困難であることについて、機会があれば再度解説していただくと幸いです。  | ・県管理河川の浸水想定区域内人口、資産等については1kmメッシュのデータを元に河川流域ごとに算出し、整理していますが、直轄管理河川の浸水想定区域内人口、資産等については整理されていません。(例：淀川は、直轄管理の北上川の浸水想定区域となっているため、県管理の淀川の浸水想定区域ですが資産・人口等について整理されていません。)<br>・また、浸水想定区域についても県内全域を簡易に整理しているため、その後、詳細に検討した浸水想定区域とは違っており、区域内人口等についても概算値となっています。<br>・これらを詳細に整理するためには、新たに委託検討を行い直轄管理河川を含めた河川ごとの浸水想定区域内市町村別人口、資産等を把握する必要があります。 | 河川課   |
| 44 | 7 美しい国土の保全と災害に強い地域づくり | 2 水害から地域を守る河川等の整備 |        | B   | 7段階判定：4<br>・予算的に大半を占める、ハード的な河川改修事業が政策評価指標に反映されないのは誤解を招く。ハザードマップの整備エリアと、たとえば1/30確率流量で氾濫が生じないエリアを合計した面積比率などを指標とするのが、施策3（土砂災害）と整合的である。 | ・河川改修事業は、事業延長および事業期間が非常に長く、一連区間の整備によりその効果を発揮するものである。そのため10年、20年という長期の指標として用いることは適当と思われるが、現在のように単年度で評価する場合、進捗率が非常に小さく、目標の設定や達成について評価することが困難と思われる。<br><br>【上記対応方針に対する委員意見】<br>・河川改修事業が長期に及ぶものであることは承知しております。アウトカム指標設定の困難性は理解できますが、当該施策が全てハザードマップづくりで説明されると施策全体を評価していることになりません。そこで、アウトカム指標は別としても事業の優先順位、事業の進捗状況、事業貢献等の付加的情報の掲載を望みます。  | ・河川改修事業の指標としては、河川整備率（要改修延長に対する整備延長）を用いることが考えられますが、平成15年度の整備率は35.4%であり、年平均上昇率は0.3%程度です。この整備率を指標とする場合、目標の設定、および評価が問題とされます。<br>・また、事業実施区間延長に対する改修延長を指標とすることも考えられますが、事業が完成した場合、次の事業に着手するため、延長等が変化することから、継続的な指標として取り扱うことは難しいと思われます。  | 河川課   |
| 45 | 7 美しい国土の保全と災害に強い地域づくり | 2 水害から地域を守る河川等の整備 |        | C   | 7段階判定：4<br>・県民の生命・財産を守るという見地からハザードマップ作成の緊急性は理解できる。しかし、県としてマニュアル配布など努力しているにせよ、進捗が極めて遅い。  | ・ハザードマップ作成市町村数は、現在のところ6市町村に止まり、進捗が非常に遅れている状況となっているが、今年度新たに、4市町村が作成を予定しており、これまでの県の取り組みによる効果が徐々に現れてきている。今後とも、洪水ハザードマップの効果や必要性について市町村へ周知していきたいと考えている。   | ・平成17年度から洪水ハザードマップに係る調査費用に対して補助する制度ができ、平成17年度に作成を予定している角田市と大和町の補助を行う予定である。  | 河川課   |

| No | 政策名                   | 施策名                  | 政策評価指標                 | シート | 県行政評価委員会<br>政策評価部会の意見   | 県の対応方針<br>(平成16年10月29日現在)  | 左記対応方針の経過、<br>平成17年度予算等への<br>反映状況等<br>(平成17年3月末現在)       | 担当課    |
|----|-----------------------|----------------------|------------------------|-----|---|--|--|--------|
| 46 | 7 美しい県土の保全と災害に強い地域づくり | 2 水害から地域を守る河川等の整備    |                        | C   | 7段階判定：4<br>・施策を構成する事業には、予算的に大半を占める河川改修事業等ハード事業も盛り込む必要があるのではないかと。  | ・河川改修事業は、事業延長および事業期間が非常に長く、一連区間の整備によりその効果を発揮するものである。そのため10年、20年という長期の指標として用いることは適当と思われるが、現在のように単年度で評価する場合、進捗率が非常に小さく、目標の設定や達成について評価することが困難と思われる。                                   | 変更なし   | 河川課    |
| 47 | 7 美しい県土の保全と災害に強い地域づくり | 2 水害から地域を守る河川等の整備    |                        | C   | 7段階判定：4<br>・インターネットを通じた迅速な情報提供が主力になる。部課横断的な総合災害情報システムの一環として体系づけられるべき。   | ・現在、平成17年の出水期から七北田川を洪水予報河川に指定するための検討、および、平成18年度から河川流域情報システムにおいて、リアルタイムの雨量・水位情報を提供するようシステムの整備を進めている。これにより七北田川についてはリアルタイムの洪水予報が可能となるほか、将来的にはさらに多くの河川においてリアルタイムに情報が提供できるよう検討を進めていきたい。 | 変更なし   | 河川課    |
| 48 | 7 美しい県土の保全と災害に強い地域づくり | 3 土砂災害から地域を守る地すべり対策等 | ・土砂災害対策実施済重点危険箇所数及び実施率 | B   | 7段階判定：6<br>・土砂災害対策実施済重点危険箇所数及び率としているが、率は整備対象数(分母)が変化することもあるので、対策箇所数を基本としてはどうか。  | ・指標については、整備対象箇所数が変化することもあるため、対策箇所数を基本とする方向とし、また指標名については、もっと県民に分かり易い指標名に修正することを検討する。  | ・指標については、危険箇所数とし、指標名を「土砂災害危険箇所におけるハード及びソフト対策実施箇所数」に修正した。 | 砂防水資源課 |
| 49 | 7 美しい県土の保全と災害に強い地域づくり | 3 土砂災害から地域を守る地すべり対策等 | ・土砂災害対策実施済重点危険箇所数及び実施率 | B   | 7段階判定：6<br>・インターネットを通じた情報発信を行っているが、たとえば大雨の時は土砂災害と洪水の危険を考慮する必要があるという意味で、総合的な災害情報提供へつなげることが必要。  | ・現在、土木部として総合的な災害情報提供について計画しており、砂防水資源課における情報提供は、その一部となっている。今後も、関係課と調整を図り総合的な災害情報提供へ取り組んでいく。   | 変更なし   | 砂防水資源課 |
| 50 | 7 美しい県土の保全と災害に強い地域づくり | 3 土砂災害から地域を守る地すべり対策等 |                        | C   | 7段階判定：6<br>・ハード・ソフトをうまく組み合わせた施策を運営しており施策の評価は高い。また、「調査 危険箇所指定避難体制の確立」というプロセスにおいて、住民への啓発活動を重視する姿勢は好感が持てる。ただし危険箇所の重要性は、単なる物理的な斜面崩壊の危険度ではなく、その結果として生じる経済的被害の大きさによって評価されるべき。 | ・経済的被害の大きさについて、優先順位を決めるための危険箇所評価点については、危険度評価点、保全対象評価点、被害評価点により決めており、このうち保全対象評価点により経済的被害を考慮している。来年度は、その評価内容について明記する方針である。   | 変更なし   | 砂防水資源課 |
| 51 | 7 美しい県土の保全と災害に強い地域づくり | 3 土砂災害から地域を守る地すべり対策等 |                        | C   | 7段階判定：6<br>・全体3305箇所のうちH22年まで砂防事業が65箇所しか着手できないことを前提にすると、砂防基礎調査ソフトと砂防事業ハードの整備プログラムをどのようにくんでいくのか、優先順位に関するその説明を明記されたい。   | ・砂防基礎調査ソフト対策と砂防事業ハード整備の優先順位については、危険箇所評価等を踏まえ決めているため、来年度は、その優先順位について明記する方針である。  | 変更なし   | 砂防水資源課 |

| No | 政策名                   | 施策名       | 政策評価指標               | 順位 | 県行政評価委員会<br>政策評価部会の意見   | 県の対応方針<br>(平成16年10月29日現在)  | 左記対応方針の経過、<br>平成17年度予算等への<br>反映状況等<br>(平成17年3月末現在) | 担当課   |
|----|-----------------------|-----------|----------------------|----|---|--|--|-------|
| 52 | 7 美しい県土の保全と災害に強い地域づくり | 5 震災対策の推進 | ・学校、社会福祉施設等公共機関の耐震化率 | B  | 7段階判定：3<br>・政策評価指標が「学校等公共機関等の耐震化率」では施策7の施策名「公共施設等の耐震改修」との関連もあり望ましくない。たとえば、地震計や潮位計の配備による初期観測体制の強化や、ブロック塀の撤去や住宅の耐震化などの被害軽減対策、ライフラインに冗長性を持たせるなどの信頼性向上対策、避難誘導計画などの様々なレベルの対策が総合的に考慮されるべきである。 | ・政策評価でも記述しているが、当該施策の枠組みが震災対策全般にわたるものではなく、「その他の震災対策の推進」である。このことから、「学校等公共機関等の耐震化率」を指標とすることは適切ではなく、この枠組みに当てはめられる事業によって指標が設定されるべきである。<br>・「その他」の施策としては、ブロック塀耐震支援・家具転倒防止など、また震災被災住宅再建助成支援・危険度判定士ボランティア登録といったものが分類されると想定されるが、それら施策の成果を把握できる指標の設定を検討する。<br><br>【上記対応方針に対する委員意見】<br>・当該施策が震災全体を網羅しているものではなく、その他の震災対策の推進であることはわかりました。新たな指標設定に期待します。 | ・新たな指標として「各市町村防災計画（震災対策編）の更新平均年数」を設定することにしました。     | 危機対策課 |
| 53 | 7 美しい県土の保全と災害に強い地域づくり | 5 震災対策の推進 | ・学校、社会福祉施設等公共機関の耐震化率 | B  | 7段階判定：3<br>・実施している施策の達成率（対処すべき件数に対する施策実施済み件数）等で表現してはどうか。  | ・ブロック塀の撤去や住宅の耐震化の施策は「対処すべき件数」の把握が困難であること、また、仮に推定で算出しても、「対処すべき件数」が膨大であり、達成率が著しく低い数値となることから、指標としての設定は不適切である。   | ・新たな指標として「各市町村防災計画（震災対策編）の更新平均年数」を設定することにしました。     | 危機対策課 |
| 54 | 7 美しい県土の保全と災害に強い地域づくり | 5 震災対策の推進 |                      | C  | 7段階判定：3<br>・記述されている事業が震災対策の全体像とは考えにくい。1施策の中で事業を構成するのは限界と思われる。   | ・上記のとおり、当該施策は「震災対策」全般を網羅するものではなく、今後事業の取捨・整理を行い「その他の震災対策の推進」として施策を整理する。   | 変更なし   | 危機対策課 |
| 55 | 7 美しい県土の保全と災害に強い地域づくり | 5 震災対策の推進 |                      | C  | 7段階判定：3<br>・総合的な震災対策が重要との認識は正しいが、ここでの施策が総合的だとは考えにくく事業が断片的という印象が否めない。総合震災対策を確定した上で、ライフライン確保を含む個別事業を位置付けるべきであろう。<br>・「評価結果」の記述が具体性に乏しい。   | ・現在の当該施策の内容が「総花的」に事業を取り込んでいるので、評価結果に具体性が乏しく、抽象的になりがちである。そのため上述取捨・整理を行った上で評価を行っていくことが現実的であり、分かりやすいものとなると考えている。  | 変更なし   | 危機対策課 |
| 56 | 7 美しい県土の保全と災害に強い地域づくり | 5 震災対策の推進 |                      | D  | 7段階判定：3<br>・大地震の起きる確率が高い宮城県においては、従来の事業内容・規模をさらにバージョンアップする必要があるのでは。「現状維持」でいいとする今後の方向性は、県民へのメッセージ性が弱い。  | ・当該施策に当てはまるものについての多くは、県民・市町村が実施する震災対策への支援・助成等の事業に分類されるものであり、近年継続して実施してきた事業も多いため「維持」という方針を打ち出している。当該事業を有効に活用させるためには、利用する県民・市町村の震災意識の高揚が不可欠であり、今後積極的な利用広報活動を実施し、県民へのメッセージを強く喚起していく。<br>・ブロック塀の撤去及び住宅の耐震化については、平成16年度から緊急経済産業再生戦略事業として大幅に拡大している。  | 変更なし   | 危機対策課 |

| No | 政策名                   | 施策名                   | 政策評価指標         | シート | 県行政評価委員会<br>政策評価部会の意見  | 県の対応方針<br>(平成16年10月29日現在)   | 左記対応方針の経過、<br>平成17年度予算等への<br>反映状況等<br>(平成17年3月末現在)   | 担当課   |
|----|-----------------------|-----------------------|----------------|-----|--|---|--|-------|
| 57 | 7 美しい国土の保全と災害に強い地域づくり | 6 地震防災のために必要な施設、設備の整備 | ・消防防災施設・設備の整備率 | B   | 7段階判定：4<br>・政策評価指標は「消防防災施設・設備の整備率」とされているが、消防防災と地震防災は同じではない。基本となる施設・設備数について、消火栓とポンプ車を同じウエイトでカウントすることも問題である。さらに目標値の算定根拠も、平時の消防予算から算出される目標と震災対応とは同列に論じられない。以上の3点を考慮して、指標を再検討されることを希望する。<br>・県トータルでの整備率ではなく、基準をクリアしている団体数(市町村や消防団)を指標としたほうが課題の改善状況が把握しやすい。   | ・震災発生時にはその震災による直接的な被害への対応もさることながら、震災に起因して発生が予想される火災への対応も重要であることから、「消防防災施設・設備の整備率」を指標としたもの。また、施設・設備は平時の消防活動、震災発生時の消防活動のいずれにも使用するものとして整備を促進するものである。<br>・指標の設定については、指摘のとおり施設・設備の合計数ではなく、各々の施設・設備毎の数量が「消防力の基準」を満たしているか否かが今後の整備計画における重要な判断要因であると考えられる。したがって、指標は引き続き「消防防災施設・設備の整備率」とするが、その整備率の算出方法は各施設・設備毎の整備率を考慮したものとしよう、今後検討していく。<br><br>【上記対応方針に対する委員意見】<br>・分科会で指摘しましたように、通常の消防活動と震災対策としての消防活動では、基本となる施設・設備の質・量が異なると考えます。県対応方針では平時の消防活動と震災発生時の消防活動のいずれにも使用するものとして整備するとの回答でしたが、平常時と震災時の両方を満たすものなのででしょうか。 | ・地震防災のための消防防災施設・設備の整備に関する指標を再検討した結果、震災発生時には被害の拡大を抑止するために特に重要なものとして、「防火水槽設置数」及び「消防ポンプ自動車数」の2点を指標とすることとした。 | 消防課   |
| 58 | 7 美しい国土の保全と災害に強い地域づくり | 6 地震防災のために必要な施設、設備の整備 |                | C   | 7段階判定：4<br>・災害に対し県民が自ら守るには、緊急時に順次に情報にタッチできること、県民が地域の弱さや問題点を把握し地域ぐるみで緊急時に活動できる対応策を準備できること等が必要である。このためには、防災情報に関する窓口を一本化した情報の提供システムが望まれる。しかし、現時点では、市町村での情報提供機能が弱く、宮城県においても担当課の縦割りとなった情報提供であり、宮城県と市町村が連携した総合防災情報を提供できる事業を実施してほしい。<br>・差し迫る震災に対して、県単補助金ですべて対応することは容易ではない。選択と集中という観点が必要と考えられる。<br>・市町村の事業費と県単補助額を比較して「概ね効率的」とするのは些か強引に思える。 | ・防災情報に関する窓口を一本化した情報の提供システムについては、地震・津波・風水害等の自然災害における情報の伝達・収集を迅速かつ的確に処理することを目的に、平成5年から宮城県防災情報システムを運用しているが、設備の老朽化や現在のIT技術の急速な発展に対応するため、平成16～17年度の2カ年で当該システムの再構築を行っている。これによって、各市町村をはじめとする各関係機関との安定したネットワークが整備され、パソコン等から誰でも対応できるシステムとすることにより防災情報の伝達・収集機能がさらに強化されるものと考えている。   | 変更なし   | 危機対策課 |
| 59 | 7 美しい国土の保全と災害に強い地域づくり | 6 地震防災のために必要な施設、設備の整備 |                | C   | 7段階判定：4<br>・震災対応は、事前 直後 数日後 復旧の各段階で異なったものとなる。消防防災設備に限定すると、これに救急・救命を加えたとしても主として直後の対応になる。耐震防火水槽の整備事業などは「数日後」の対応においては重要であるし、医療設備と搬送体制の確保など、他にも考慮すべき点は多い。  | ・施設・設備の整備については、地域(各消防本部、消防団)毎の事情を考慮し、重要度、優先順位の高い施設・設備から整備していく必要がある。<br><br>【上記対応方針に対する委員意見】<br>・震災後を想定すると消防だけでなく、医療機関への救急搬送体制の確立が必要であり、搬送システム等を考慮したうえで施設・設備が含まれているのでしょうか。   | ・救急搬送体制の整備については他施策において、別途検討を行うこととしている。   | 消防課   |
| 60 | 9 環境負荷の少ない地域づくりの推進    |                       |                | A   | 7段階判定：5<br>・施策2「水環境の保全」については指標の妥当性について問題点が記述されており評価できるが、施策1「大気環境の保全」の政策評価指標(自動車からの窒素酸化物排出量)は、必ずしも県民がわかりやすいとは言えない。サブ的な指標も検討されたい。  | ・自動車由来の大気汚染指標として、窒素酸化物排出量が最適と考え評価指標としてきたが、県民にわかりやすいという観点から、サブ指標を検討していきたい。   | 変更なし   | 環境対策課 |

| No | 政策名                | 施策名                                | 政策評価指標                    | シート | 県行政評価委員会<br>政策評価部会の意見   | 県の対応方針<br>(平成16年10月29日現在)   | 左記対応方針の経過、<br>平成17年度予算等への<br>反映状況等<br>(平成17年3月末現在) | 担当課    |
|----|--------------------|------------------------------------|---------------------------|-----|---|---|--|--------|
| 61 | 9 環境負荷の少ない地域づくりの推進 | 1 大気環境の保全                          |                           | C   | 7段階判定：3<br>・国先導の低公害車の導入に頼っているのみで県独自の取り組みがあまり感じられない。例えば、NOxが0.04ppmを超える測定点などでの濃度の解析をした上で、県としての具体的な対策を確立すべき。また、移動測定車のデータも十分に活用されたい。 | ・県では、自動車由来のNox排出量を下げ、自動車単体対策、道路構造対策、発生量低減対策など7つ施策を実施している。その中で、低公害車の導入やディーゼル車のガソリン車への切り替え等の自動車単体対策が最も効果的と考えており、低公害車導入等の促進のため、種々の普及啓発活動を行なっている。<br>・具体的には、市町村や県民を対象にラジオスポット放送による広報を行ない、低公害車を積極的に導入している事業者を県ホームページに掲載するとともに、その中で優れている事業者を知事表彰するなど事業者に対する普及・啓発も行っている。   | 変更なし   | 環境対策課  |
| 62 | 9 環境負荷の少ない地域づくりの推進 | 1 大気環境の保全                          |                           | C   | 7段階判定：3<br>・県内の様々な地点において少なくとも1週間の連続測定を行い、ディーゼル車の交通量とNOx値の変動との関係を明らかにした上で、問題となる地点や時間帯を対象として対策を考えるべきではないか。                          | ・移動測定車については、これまで幹線道路沿いで定期的に監視測定を行なってきており、これからも調査を継続するとともに、これまでの調査結果の解析を行い施策に反映させていく。  | 変更なし   | 環境対策課  |
| 63 | 9 環境負荷の少ない地域づくりの推進 | 2 河川や湖沼、海等の水環境の保全                  | ・公共用水域(河川・湖沼・海域)の水質       | B   | 7段階判定：5<br>・政策評価指標の仮目標値は達成しているにもかかわらず、県民の満足度は低い(50)。その原因を検討し対策を講ずる必要があるのではないか。  | ・政策評価指標の平成14年度現況値は1.8mg/lであり、指標値の2mg/lは達成している。<br>・県民はかけがえのない環境のよりよい保全を重要視しているが、一部でも汚れている水域があれば現状には満足しないと思われ、これがかい離の原因となっていると考えられる。<br>・類型別水質(平成14年度 年平均値)<br>河川<br>A A類型 0.6mg/l A類型 0.9mg/l B類型 1.3mg/l<br>C類型 2.0mg/l D類型 1.7mg/l E類型 2.3mg/l<br>湖沼<br>A A類型 2.6mg/l A類型 3.3mg/l B類型 8.8mg/l<br>海域<br>A A類型 2.0mg/l B類型 1.7mg/l C類型 2.9mg/l<br>・平成14年度の水質測定結果では湖沼、海域の一部の水域で、環境基準を達成していない。<br>・今後も環境基準の達成及びより上位の類型への見直しの検討が必要であると考えられる。 | 変更なし   | 環境対策課  |
| 64 | 9 環境負荷の少ない地域づくりの推進 | 6 ダイオキシン類やPCB廃棄物等の化学物質の低減及び適正処理の推進 | ・ダイオキシン類排出量(一般廃棄物焼却施設からの) | B   | 7段階判定：6<br>・政策評価指標(ダイオキシン類排出量)の測定方法(実測値か理論値か)が明示されておらず、わかりやすい説明がなされるべき。   | ・ダイオキシン類の排出量は、一般廃棄物焼却施設から排出されるダイオキシン類濃度の実測値を用いて、これに焼却量、施設稼働日数等を乗じて算出した数値である。  | 変更なし   | 廃棄物対策課 |
| 65 | 9 環境負荷の少ない地域づくりの推進 | 6 ダイオキシン類やPCB廃棄物等の化学物質の低減及び適正処理の推進 |                           | C   | 7段階判定：6<br>・平成20年までに県内の一般廃棄物焼却施設を6施設(仙台市除く。)とする計画であり、各自治体の努力によりダイオキシン排出量の更なる低減が期待される。   | ・ダイオキシン類の発生を低減させるため、ごみ処理広域化計画に基づき、市町村・一部事務組合の一般廃棄物焼却施設の広域化を図っていく。<br>・産業廃棄物焼却施設には、毎年度、排出ガスの行政検査を行っており、当該施設についても排出量低減に努めている。   | 変更なし   | 廃棄物対策課 |
| 66 | 9 環境負荷の少ない地域づくりの推進 | 6 ダイオキシン類やPCB廃棄物等の化学物質の低減及び適正処理の推進 |                           | C   | 7段階判定：6<br>・これらの施設以外における不法な焼却などの防止対策が望まれる。  | ・排出量の規制が及ばない小型焼却炉については、施設の構造を確認するなどの調査を行い、基準に合致しない施設の使用中止の指導などを行っており、翌年度以降もこれらの施策を継続することで、ダイオキシン類の発生抑制を図っていく。   | 変更なし   | 廃棄物対策課 |

| No | 政策名              | 施策名                | 政策評価指標             | シート | 県行政評価委員会<br>政策評価部会の意見   | 県の対応方針<br>(平成16年10月29日現在)  | 左記対応方針の経過、<br>平成17年度予算等への<br>反映状況等<br>(平成17年3月末現在)                  | 担当課   |
|----|------------------|--------------------|--------------------|-----|---|--|---|-------|
| 67 | 10 豊かな自然環境の保全・創造 |                    |                    | A   | 7段階判定：5<br>・栗駒山の土壌浸食などによる緑地の消失などのように、失ったあるいは失いつつある自然の保護のための手法等をさらに検討する必要があるのではないか。                                      | ・これまでも自然保護のため地域ごとに学術調査を行い、専門家等による検討委員会を経て保護事業を実施し、効果の検証を行ってきた。今後もそれぞれの地域の特性を考慮した、様々な手法を検討し保全、保護を行なっていくこととしている。   | 変更なし  | 自然保護課 |
| 68 | 10 豊かな自然環境の保全・創造 |                    |                    | A   | 7段階判定：5<br>・「自然とふれあう場」の提供は大切であるが、同時にその地域の環境破壊を防止するための対策を講ずる必要があるのではないか。   | ・地域の環境破壊を防止する対策として、自然公園法、自然環境保全条例、大規模開発行為に関する指導要綱等による行為規制や森林法による林地開発許可制度など開発規制関係法令等を開発計画に対し今後とも厳格に適用させていくこととしている。  | 変更なし  | 自然保護課 |
| 69 | 10 豊かな自然環境の保全・創造 | 1 自然公園等の優れた自然環境の保全 | ・自然環境が保護されている地域の割合 | B   | 7段階判定：5<br>・政策評価指標(自然環境が保護されている地域の割合)は仮目標値、現況値ともに26%であるが、平成22年度の目標値も26%のままに設定していることは、自然環境を積極的に保護する姿勢が見られないので問題。         | ・本県の自然公園や県自然環境保全地域等の指定面積は全国的に見ても、上位に位置づけられる状況にあるが、開発ニーズによる地域指定解除の要望も絶えずあり、今後とも地域指定により自然環境を保全する上で、現況値の維持がますます必要であると考え、平成22年度の目標値も26%としている。なお、地域の追加指定については積極的に対応することとしている。   | 変更なし  | 自然保護課 |
| 70 | 10 豊かな自然環境の保全・創造 | 1 自然公園等の優れた自然環境の保全 |                    | C   | 7段階判定：5<br>・世界谷地湿原の陸地化対策では、降雨時の水位の挙動調査などにより水の流出・浸透量を把握した上で、更なる検討が望まれる。  | ・世界谷地においては、降水量と3地点において水位の変化の調査を行っているので、この結果の分析を行い、今後の対策について検討していく。   | ・平成16年度は水位調査を行うとともに、対策の検討をおこなった。17年度も引き続き検討委員会を開催し保全対策を進めていく。       | 自然保護課 |
| 71 | 10 豊かな自然環境の保全・創造 | 1 自然公園等の優れた自然環境の保全 |                    | D   | 7段階判定：5<br>・栗駒山の植栽による緑化は、長期的視点に立った場合、予算を短期間に投入し広いエリアを一度に施行したほうが結果的にスピーディな緑化を図ることになるのではないか。                              | ・栗駒山の今回の計画区域については、冬期間(半年)工事施行できない場所であることから、平成13年度から15年度の3年に土留め工事等を行い、その施工地区についてそれぞれ翌年度、平成14年度から16年度に県民のご協力も得て、植栽活動を行った。施工開始から植栽の完了まで平成13年度から16年度までに行っており、比較的短期間に事業を終了できたと考えている。  | ・平成16年度も引き続き、前年度(平成15年度)工事箇所について、ボランティアによる植栽をおこなった。平成17年度は、補修工事を行う。 | 自然保護課 |
| 72 | 10 豊かな自然環境の保全・創造 | 5 森林の適正な管理         |                    | C   | 7段階判定：4<br>・木材としての利用価値を高めるためには、間伐地区を厳選・重点化する必要がある。自然林の多い奥地と里山地区では間伐による効果(里山の方が安価で、間伐可など)に差があるので、これらを考慮した間伐地域を選定することも必要。 | ・収入(間伐材の利用)を見込んだ間伐にあっては、里山の方が奥地林に比べ事業コスト面で有利となるケースが多いが、一方、水源かん養や国土保全等の多面的機能をより高度に発揮させるためには、上流域における保育間伐の推進が重要であり、一概に事業コストだけで対象地区を選定できない状況にある。   | 変更なし  | 森林整備課 |
| 73 | 10 豊かな自然環境の保全・創造 | 5 森林の適正な管理         |                    | C   | 7段階判定：4<br>・インプット(森林整備)に対するプロセス(事業効果)・アウトカム(事業の最終成果)についての記述がほしい。  | ・森林整備によって健全で活力ある森林を育成し、水源のかん養、県土の保全、自然環境の保全など、森林の多面的機能を高度に、かつ持続的に発揮させていくことを目標としており、施策評価シート(C)及び基本票の事業分析カード等に記載しているが、翌年度に向け記述内容を検討する。   | 変更なし  | 森林整備課 |
| 74 | 10 豊かな自然環境の保全・創造 | 5 森林の適正な管理         |                    | C   | 7段階判定：4<br>・スギと他の種類の木を比較したダム周辺における保水能力についても検証・評価し、県民に説明してはどうか。  | ・保水能力をはじめ森林の諸機能については、これまでも県民にPRしてきているところであるが、既往の研究成果や文献等の活用も含めながら、広く県民に理解していただけるよう、なお一層のPRに努める。  | 変更なし  | 森林整備課 |
| 75 | 10 豊かな自然環境の保全・創造 | 5 森林の適正な管理         |                    | C   | 7段階判定：4<br>・若い世代の嗜好は外材を使用した2×4などに移行したと感じる。コストの高い国産スギ材が人気をとりもどすか疑問。将来の見通し、読みが甘いのではないか。                                   | ・新設木造住宅着工戸数のうち、「在来工法」(国産材の利用頻度が高い)のシェアは近年8割を維持していること(因みに2×4工法のシェアは15%)、環境問題への関心の高まりや地産地消の観点などから地域材利用を促進する消費者運動が活発化していること、合板メーカーがスギの消費を拡大するなど、産地国の環境問題等で国産材のシェア拡大の動きがあること、県産スギ材についても品質向上やブランド化に努力し、人気の回復を図っている状況にあり、今後とも、なお一層需要の拡大に努める。 | 変更なし  | 森林整備課 |



| No | 政策名              | 施策名              | 政策評価指標                     | シート | 県行政評価委員会<br>政策評価部会の意見  | 県の対応方針<br>(平成16年10月29日現在)  | 左記対応方針の経過、<br>平成17年度予算等への<br>反映状況等<br>(平成17年3月末現在)                     | 担当課     |
|----|------------------|------------------|----------------------------|-----|--|--|--|---------|
| 76 | 10 豊かな自然環境の保全・創造 | 6 自然とふれあう場や機会の提供 | ・みどりとふれあえる空間の面積(森林公園等の面積)  | B   | 7段階判定:5<br>・政策評価指標(みどりとふれあえる空間の面積)が仮目標値に満たない理由を記述し、達成に向けた方策を検討する必要がある。                     | ・「仮目標値2,925haに対し、現況値は2,812haとなっており、その理由は次のとおりである。<br>生活環境保全林整備事業による森林レクリエーション施設整備が自治体の緊縮財政などにより、要望が少なくなっている。<br>七ツ森森林公園整備事業における整備計画(217ha)の内138haを取得したが、森林公園としての整備手法を検討中であることから面積を計上するに至っていない。<br>・今後は、治山事業の計画とあわせて目標値(面積)の見直しを図る。<br>・七ツ森森林公園整備については、平成16年度に「新たな森林公園」の整備に向けて整備検討委員会を立ち上げ、利用目的や整備の手法を検討する。 | ・七ツ森森林公園整備事業について新たな森林公園づくりを目指してH17年からH19年まで七ツ森森林公園整備方針検討会開催などの経費を計上した。 | 自然保護課   |
| 77 | 10 豊かな自然環境の保全・創造 | 6 自然とふれあう場や機会の提供 | ・みどりとふれあえる空間の面積(森林公園等の面積)  | B   | 7段階判定:5<br>・現在の政策評価指標だけで本施策を評価するのは困難であり、例えば利用者数の増加等を目標とする新たな指標を検討されたい。                     | ・生活環境保全林整備事業により整備した森林レクリエーション施設は、管理人が常駐しない無人施設が多く、また、利用者数を計測する設備の設置も財政的側面から困難であることから利用者数を新たな指標とすることは、現実的に困難な状況にある。他の新たな指標について継続して検討していくが、新たな指標が見出せない現在 指標としている「森林公園等の面積」の増加は、利用者のニーズ(利用)につながるものであるため、当面「森林公園等の面積」を指標として維持したい。  | 変更なし   | 自然保護課   |
| 78 | 11 循環型社会の形成      |                  |                            | A   | 7段階判定:5<br>・「廃棄物の資源化によるリサイクル」、「廃棄物の適正処理の推進」等の施策の内容は類似しているため、指標の違いが表現されないなど、施策の詳細な検討が求められる。 | ・「廃棄物の適正処理の推進」については、今回関係事業を追加して対応したが、指標については適切なものが見当たらない状況にある。継続して新たな指標の設定について検討する。  | 変更なし   | 資源循環推進課 |
| 79 | 11 循環型社会の形成      |                  |                            | A   | 7段階判定:5<br>・施策間で重複する記述内容が多いため違いが明確でない。各施策の独自の内容が明確に記述されるよう工夫されたい。                          | ・廃棄物の「排出量の抑制」、「資源化によるリサイクル」及び「適正処理の推進」に当たっては、それぞれ相通するものがあり、各事業についても1つの施策のみに対応したものではないことから、記述に重複が生ずるものであるが、今後検討を進める、「適正処理の推進」に係る新たな指標の設定に合わせて事業の再編等を検討したい。  | ・平成17年度から関係事業を施策「廃棄物の排出量の抑制」及び「廃棄物の資源化によるリサイクル」に振り分ける。                 | 資源循環推進課 |
| 80 | 11 循環型社会の形成      | 1 廃棄物の排出量の抑制     | ・1日1人当たりごみ排出量<br>・産業廃棄物排出量 | B   | 7段階判定:4<br>・政策評価指標(1日1人当たりごみ排出量)が仮目標値に満たない理由を記述し、達成に向けた方策を検討する必要がある。                       | ・平成12年度までは、ダイオキシン類問題による野焼き自粛、家電リサイクル法の施行による粗大ごみの駆け込み排出によって指標値が増加していたと考えられる。<br>・県全体としては、県内のごみ排出量の半分近くを占める仙台市及び仙南地域の減少によって平成13・14年度とも減少傾向にあるが、市部や観光地においては、なお排出量が多い状況にある。<br>・今後とも、市町村における容器包装廃棄物の分別収集の推進や生ごみのリサイクル等を支援するとともに、平成15年度から開始した市町村に対する支援の充実を図っていく。  | ・平成17年度も引き続き「ごみ減量化・再資源化促進事業」を実施し、市町村のごみの減量化・再資源化への取組を支援する。             | 資源循環推進課 |
| 81 | 11 循環型社会の形成      | 1 廃棄物の排出量の抑制     | ・1日1人当たりごみ排出量<br>・産業廃棄物排出量 | B   | 7段階判定:4<br>・政策評価指標の目標値の再検討は必要ないか。ある程度現実的な目標値があってはじめて政策評価指標の達成度をもって評価することが可能となる。            | ・政策評価指標の目標値については、平成17年度に予定している「宮城県廃棄物処理計画」の中間見直しにおいて再検討したい。  | ・平成17年度は「廃棄物処理計画策定事業」を計上しており、廃棄物処理計画の中間見直しを行うこととしている。                  | 資源循環推進課 |

| No | 政策名                               | 施策名                           | 政策評価指標                            | シート | 県行政評価委員会<br>政策評価部会の意見  | 県の対応方針<br>(平成16年10月29日現在)   | 左記対応方針の経過、<br>平成17年度予算等への<br>反映状況等<br>(平成17年3月末現在)  | 担当課     |
|----|-----------------------------------|-------------------------------|-----------------------------------|-----|--|---|---|---------|
| 82 | 1 1 循環型<br>社会の形成                  | 1 廃棄物の排<br>出量の抑制              |                                   | C   | 7段階判定：4<br>・廃棄物の出ない社会の仕組みをもっと考えるべき。利用期間を長くしたり、不要な購入などをしない環境づくりが大切ではないか。  | ・循環型社会形成推進基本法においては、リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）の優先順としており、今後とも、それを基本とした施策を推進することとする。  | ・平成17年度の廃棄物処理計画の中間見直しにおいては、循環型社会の形成に係る施策を充実することとしている。   | 資源循環推進課 |
| 83 | 1 1 循環型<br>社会の形成                  | 2 廃棄物の資<br>源化によるリ<br>サイクル     |                                   | C   | 7段階判定：5<br>・行政の指導には限界があるものの、産業廃棄物のリサイクル率の悪さを分析するとともに、リサイクル率を向上するための手法について具体的な事業を検討されたい。  | ・産業廃棄物のリサイクル率の向上に関しては、廃棄物再生利用製品の認定制度やゼロエミッションアドバイザー派遣制度などを推進してきているが、平成16年度から環境コーディネーターの派遣や技術開発等に関する補助制度を創設している。<br>・平成17年度からは産業廃棄物税制度の施行を予定しており、最終処分に対して課税することによってリサイクルを誘導するとともに、税収によって、リサイクルへの取組に対し直接的な支援やリサイクル事業者の情報公開制度の創設の検討などを行うこととしている。 | ・平成17年度から、産廃税による経済的支援策として「リサイクル設備等整備支援事業」及び「企業間連携型廃棄物処理システム構築支援事業」を推進し、リサイクル事業者の情報公開制度の創設に向けた検討を開始する。 | 資源循環推進課 |
| 84 | 1 1 循環型<br>社会の形成                  | 3 廃棄物の適<br>正処理の推進             | ・産業廃棄物<br>再生利用率<br>・ごみのリ<br>サイクル率 | B   | 7段階判定：3<br>・政策評価指標（産業廃棄物再生利用率）は、施策目的を直接反映するものではなく評価のツールとして使えない。県の取り組みが反映できる別の指標を検討されたい。  | ・「廃棄物の適正処理の推進」については、適当な指標が見当たらない状況にあるが、今後とも継続して新たな指標の設定について検討する。  | 変更なし  | 資源循環推進課 |
| 85 | 1 1 循環型<br>社会の形成                  | 3 廃棄物の適<br>正処理の推進             |                                   | C   | 7段階判定：3<br>・不適正処理、不法廃棄などに対する指導と取締りを強化することが大切である。   | ・不法投棄等不適正処理対策については、平成16年度に産廃Gメンを2名増員して指導・監視体制を強化したところであるが、さらに、早朝・夜間・休日のパトロールの強化や情報技術の活用等によって一層の強化を図ることとしている。  | ・平成17年度から「産業廃棄物処理システム健全化促進事業」及び「産業廃棄物不法投棄監視強化事業」を推進することとしている。   | 廃棄物対策課  |
| 86 | 1 3 新成長<br>産業の創出・<br>育成           | 3 I T(情報<br>技術)関連産業<br>の創出・育成 |                                   | C   | 7段階判定：5<br>・産業重点戦略として成果が期待される分野であり、人材育成、起業支援、企業誘致とともに、より積極的な取組が必要である。時代のスピードにマッチした施策を特に期待したい。  | ・「宮城県緊急経済産業再生戦略プラン」における「コールセンター立地促進事業」及び「未来型IT技術開発学官連携プロジェクト」との整合性を図りながら、産業創出につながる各種プログラムを引き続き実施していく。   | 変更なし  | 情報産業振興室 |
| 87 | 1 3 新成長<br>産業の創出・<br>育成           | 4 食関連産業<br>の創出・育成             | ・新たな食<br>ビジネスへの<br>進出企業数          | B   | 7段階判定：5<br>・政策評価指標「新たな食ビジネスへの進出企業数」の達成度は高いが、成果指標として生産・販売実績の視点も必要である。   | ・評価の指標としては、県の行った事業により反映される効果を適時、安定的に、より低コストで把握すべきものが妥当と考える。本施策を構成する事業群には、事業者が設定した「食ホスピタリティ指標」への自発的な参加を促すなど資金支援を伴わないものも含まれている。そのため、これら事業者などからの詳細な生産・販売実績の把握は困難であり、適時・安定的な把握が求められる評価指標とすることは難しいものとする。   | 変更なし  | 新産業振興室  |
| 88 | 1 7 消費者<br>ニーズに即した<br>産業活動の<br>展開 |                               |                                   | A   | 7段階判定：4<br>・1次産業をよりマーケティング志向型に変革すべく方向転換しつつある段階にあり、意欲的な取組がなされているものの、未だ目に見える具体的な成果はあらわれていない。さらにこの動きを強化するとともに、生産者・流通者・消費者をもっと巻き込んだ横断的な事業の取組を期待したい。<br>・市場価値を見極めた取組が必要である。その中でブランド化は他産地との競争に勝つことが至上命題であり、県産品の特徴を前面に押し出したプロモーションが必要である。 | ・プロダクトアウト型からマーケットイン型への転換による1次産業の推進や他産地との競争に打ち勝つ県産品のブランド化のため、より効果的な手法を検討しながら、消費者ニーズの把握と対応のできる生産、流通事業者の育成・支援に努める。<br>・本県食材の多くは、少量多品目であり、個々の食材の良さをアピールしていくためには、これらを組み合わせて販売する等の工夫が必要であることから、「食材王国みやぎ」関連事業の推進を図る。                                 | 変更なし  | 農産園芸課   |

| No | 政策名                  | 施策名                     | 政策評価指標                                | シート | 県行政評価委員会<br>政策評価部会の意見  | 県の対応方針<br>(平成16年10月29日現在)  | 左記対応方針の経過、<br>平成17年度予算等への<br>反映状況等<br>(平成17年3月末現在) | 担当課   |
|----|----------------------|-------------------------|---------------------------------------|-----|--|--|--|-------|
| 89 | 17 消費者ニーズに即した産業活動の展開 |                         |                                       | A   | 7段階判定：4<br>・流通については、小ロットでも、価格形成が適正に行なえる流通システムへの取組が必要である。   | ・食品流通においては、市場流通の比率の低下、市場法改正の動きなど、一層の競争環境となることから、産地としての販売力を高める支援策を講じる。  | 変更なし   | 農産園芸課 |
| 90 | 17 消費者ニーズに即した産業活動の展開 |                         |                                       | A   | 7段階判定：4<br>・政策のタイトルについては、一次産業中心であることがわかるような表現を工夫して欲しい。   | ・政策のタイトルについては、次期実施計画策定時に、より分かりやすいものとなるよう見直しについて検討したい。  | 変更なし   | 農産園芸課 |
| 91 | 17 消費者ニーズに即した産業活動の展開 | 1 米、麦、大豆の高品質化と低コスト化     | ・みやぎ産品認知度・シェア<br>・農畜産物（生産額20億円以上の品目数） | B   | 7段階判定：4<br>・施策と政策評価指標「生産額20億円以上の品目数」の間に距離があるように感じる。指標の見直しが困難だとしても、米・麦・大豆の品質とコストの変化を直接的にみることでできるサブ指標を工夫してみる必要がある。消費者の視点から品質を見るような指標が望ましい。 | ・本県産米などの競争力を向上させるには高品質化と低コストとともに、安定生産も重要であり生産額に係る指標は必要である。今後、サブ指標に対応するものとして、施策の目的をよりの確に捉えるため、消費者の視点から品質を見ることができサブ指標を「事業分析カード」に掲載することを今後検討する。 | 変更なし   | 農産園芸課 |
| 92 | 17 消費者ニーズに即した産業活動の展開 | 1 米、麦、大豆の高品質化と低コスト化     | みやぎ産品認知度・シェア<br>・農畜産物（生産額20億円以上の品目数）  | B   | 7段階判定：4<br>・政策評価指標の品目には施策と関係のない野菜・畜産物8品目（肉牛・生牛乳・鶏卵・豚・ブロイラー・いちご・きゅうり・ほうれん草）が含まれており指標の見直しが必要である。   | ・政策評価指標の現在の設定品目については、評価対象外の事業も含めた施策全体として本県農畜産物全体の向上を目指し設定したものであり、今後もこの方針で実施していきたい。なお、上記同様、必要に応じサブ指標での対応を検討したい。                               | 変更なし   | 農産園芸課 |
| 93 | 17 消費者ニーズに即した産業活動の展開 | 2 野菜・花き・肉牛等のブランド化と生産性向上 | みやぎ産品認知度・シェア<br>・農畜産物（生産額20億円以上の品目数）  | B   | 7段階判定：4<br>・政策評価指標「生産額20億円以上の品目数」については、施策1と同様にサブ指標の工夫を求めたい。  | ・本県野菜・花き等のブランド化と生産性向上を図るためには、安定供給が重要であるので生産額に係る指標は必要である。今後、サブ指標に対応するものとして、施策の目的をよりの確に捉えた「事業分析カード」の作成を今後検討したい。                                | 変更なし   | 農産園芸課 |
| 94 | 17 消費者ニーズに即した産業活動の展開 | 2 野菜・花き・肉牛等のブランド化と生産性向上 | みやぎ産品認知度・シェア<br>・農畜産物（生産額20億円以上の品目数）  | B   | 7段階判定：4<br>・政策評価指標の品目には施策と関係のない穀物2品目（米・大豆）が含まれており指標の見直しが必要である。   | ・政策評価指標の現在の設定品目については、評価対象外の事業も含めた施策全体として本県農畜産物全体の向上を目指し設定したものであり、今後もこの方針で実施していきたい。なお、上記同様、必要に応じサブ指標での対応を検討したい。                               | 変更なし   | 農産園芸課 |
| 95 | 17 消費者ニーズに即した産業活動の展開 | 2 野菜・花き・肉牛等のブランド化と生産性向上 |                                       | C   | 7段階判定：4<br>・米に傾斜しすぎた本県の農業の構造を考えると今後ともこの施策を推進していくことの意義は大きい。近年の消費者の動向をよく見極めた取組みを一層期待したい。   | ・今後ともバランスのとれた生産構造、地域農業生産力の維持・発展を図ることとしている。   | 変更なし   | 農産園芸課 |

| No  | 政策名                  | 施策名                 | 政策評価指標                                      | シート | 県行政評価委員会<br>政策評価部会の意見   | 県の対応方針<br>(平成16年10月29日現在)   | 左記対応方針の経過、<br>平成17年度予算等への<br>反映状況等<br>(平成17年3月末現在) | 担当課       |
|-----|----------------------|---------------------|---|-----|---|---|--|-----------|
| 96  | 17 消費者ニーズに即した産業活動の展開 | 3 県産木材のブランド化と品質の向上  | 安心・安全なみやぎ産品の供給量・みやぎブランド材（品質基準適合製材品）出荷量      | B   | 7段階判定：5<br>・政策評価指標の現況値は仮目標値を上回っており、努力を評価することができる。今後乾燥材の割合をさらに高めるとともに、生産・流通・消費者が一体となった取組みを一層期待したい。                               | ・みやぎブランド材がより多く利用されるためには、住宅産業のニーズである乾燥や寸法精度等の規格をより厳格に確保し、かつトータルコストの低減などにより市場競争力を持つことが重要である。<br>・このため、ブランド材生産事業者の拡大や製造技術の向上など生産体制の強化に向け、製材加工分野に積極的に支援するとともに、大工・工務店と木材産業との連携を強化し、需給情報のネットワークを構築するなど県産材の利用拡大に努める。             | 変更なし   | 林業振興課     |
| 97  | 17 消費者ニーズに即した産業活動の展開 | 3 県産木材のブランド化と品質の向上  |   | C   | 7段階判定：5<br>・品質・コスト共に消費者ニーズにこたえられる仕組み作りが必要である。また、県産木材(スギ)は小ロットであるため、消費者から県産木材を指定してもらおうことが必要であることから、県産品の特徴を前面に押し出したプロモーションが必要である。 | ・併せて、ブランド材の優位性を広くPRし、さらなる利用拡大に努める。  | 変更なし   | 林業振興課     |
| 98  | 17 消費者ニーズに即した産業活動の展開 | 4 県産水産物のブランド化と品質の向上 |   | C   | 7段階判定：4<br>・「みやぎの水産物トップブランド形成事業」はユニークな取組みであり、今後の成果が期待できる。カキやホタテなどについては、施策6の「安全・安心な食料生産」とも関連させた注意深い取組みがさらに求められる。                 | ・カキやホタテなどについては有用貝類の毒化監視やかき浄化施設整備等の施策6「安全・安心な食料生産」の各事業の推進に努め、県漁連を中心に販売促進を支援していきたい。   | 変更なし   | 食産業・商業振興課 |
| 99  | 17 消費者ニーズに即した産業活動の展開 | 4 県産水産物のブランド化と品質の向上 |   | C   | 7段階判定：4<br>・今後、漁獲高の急激な回復は期待できないことから、鮮魚販売から水産加工品へのシフトが必要である。現在、水産練製品を除けば、県産水産加工品が少なく製品開発の促進が必要である。                               | ・元来、鮮魚販売であることで付加価値が高いもの（例えば生マグロ）については流通方法を検討し、より鮮度を高めることでブランド化の推進を促進したい。一方で加工度を高めることにより付加価値が付くもの（例えば、メロイド等多獲性魚）は、製品開発を目的とした加工品評会を開催し、受賞品を中心としたロングラン商品の輩出を目指すとともに加工技術の指導、相談等の支援を引き続き行っていきたい。                               | 変更なし   | 漁業振興課     |
| 100 | 17 消費者ニーズに即した産業活動の展開 | 5 有機農産物等の生産         | ・環境保全型農業に取り組む農家数の割合及び県認証制度、エコファーマー等取組農家数の割合 | B   | 7段階判定：5<br>・政策評価指標は順調に増加しており、当該施策が一定の効果をあげているものと判断される。今後、この分野の県民の関心はさらに高まるものと予想され、引き続き重点的な取組みが求められる。                            | ・県民の食に対する安全安心志向や環境保全志向は、今後、益々高まっていくと考えられる。これら、有機農産物等の生産に代表されるニーズに対応し、生産者の環境負荷低減の取組みを進めるためには、本施策を積極的に推進する必要がある。<br>・生産農家及び団体に対する制度の普及啓発を強化し、県認証制度及びエコファーマーの取組みを促進するとともに、消費者や生産者を対象としたセミナー開催等により環境保全型農業の普及と有機農産物等の認知度向上を図る。 | 変更なし   | 食産業・商業振興課 |
| 101 | 17 消費者ニーズに即した産業活動の展開 | 5 有機農産物等の生産         |   | C   | 7段階判定：5<br>・堆肥は家畜の餌の質にも左右される。品質の良い畜産物と有機農産物の生産により利益を生む仕組みを構築することが必要である。   | ・生産の基本となる土づくりを推進するため、地域毎にたい肥の円滑な利活用を図る体制整備を行い、さらに優良たい肥の生産技術やたい肥の特性に応じた利用技術について、畜産農家及び耕種農家への指導を徹底する。   | 変更なし   | 畜産課       |
| 102 | 17 消費者ニーズに即した産業活動の展開 | 5 有機農産物等の生産         |   | C   | 7段階判定：5<br>・農産物の品質は見た目ではなく、中身であることを消費者に積極的に伝える必要がある。  | ・消費者に対する認知度向上の一環として、有機農産物等が農業や化学肥料の使用量を節減するなど、環境への配慮と自然循環機能を活かして生産された農産物であることを、各種イベント等によりアピールしていく。  | 変更なし   | 食産業・商業振興課 |

| No  | 政策名                     | 施策名                      | 政策評価指標   | シート | 県行政評価委員会<br>政策評価部会の意見   | 県の対応方針<br>(平成16年10月29日現在)   | 左記対応方針の経過、<br>平成17年度予算等への<br>反映状況等<br>(平成17年3月末現在)   | 担当課          |
|-----|-------------------------|--------------------------|--|-----|---|---|--|--------------|
| 103 | 17 消費者ニーズに即した産業活動の展開    | 6 安全・安心な食料生産のための衛生管理の高度化 | 安心・安全なみやぎ産品の供給量<br>・HACCP方式導入等施設数<br>・県産牛の出荷頭数 | B   | 7段階判定：4<br>・政策評価指標「HACCP方式導入等施設数」の現況値と仮目標値が大幅にかい離しており見直しが必要である。例えば、宮城県の関係企業の実態に合った「簡易方式」を工夫・導入することで実質的にHACCP対応を強化していく必要がある。その際、他の県からも認知される方式を工夫して欲しい。 | ・現在の政策評価指標は対EU・対米輸出に不可欠なHACCP施設認定数の合計値である。しかし、高い衛生水準を持っているものの、対EU・対米輸出を行っていない、あるいは国のHACCP制度の対象とならない食品を製造している事業所ではHACCPを取得しておらず、このことは「安全・安心な食料生産のための衛生管理の高度化」を表す指標として必ずしも実態を正確に反映していないことが明らかとなった。<br>・今年度から県では業界全体の衛生レベルの向上を図るため、一定レベル以上の衛生水準を保っている施設を評価する県独自の食品衛生自主管理登録・認証制度を創設した。この県独自の認証施設数を加えることにより、より実態を反映した指標となりうると考えられる。なお、本制度については、県内外にPRすることで他県に認知されるよう努めていきたい。 | ・平成16年度に創設した県独自の食品衛生自主管理登録・認証制度による認証施設を対象施設に加えることにより、より実態を反映した指標「安全・安心なみやぎ産品の供給量（HACCP方式等高度衛生管理導入施設数）」に変更した。 | 漁業振興課        |
| 104 | 17 消費者ニーズに即した産業活動の展開    | 6 安全・安心な食料生産のための衛生管理の高度化 |  | C   | 7段階判定：4<br>・消費者の食材に関する意識が高まっており、不祥事が発生すれば市場のシェアを一気に失う。HACCP方式の導入、トレーサビリティの推進をさらに積極的に行なう必要がある。   | ・産地魚市場や県内水産加工業者が取り組む衛生管理の高度化に対して引き続き支援を行い、従来のHACCP認定施設のほか、県独自の食品衛生自主管理登録・認証施設数を増やすよう努めていきたい。トレーサビリティの推進については、昨年度、かきについて当該システムを導入したところであるが、今後は県漁連とともに当該システムの参加業者を増やすよう努めていきたい。また、安全・安心な農産物等を生産するため、生産履歴の記載を徹底するとともに、トレーサビリティシステムの導入を推進する。  | 変更なし   | 漁業振興課<br>畜産課 |
| 105 | 17 消費者ニーズに即した産業活動の展開    | 7 県産品の流通・販売の促進           |  | C   | 7段階判定：5<br>・「食材王国みやぎ創造事業」や「食の甲子園」事業などのユニークな取組みは評価でき、今後具体的成果が生まれるものと期待される。幅広い産業と製品をカバーする施策であるため、担当部署のより強いリーダーシップとコーディネーションを求めたい。                       | ・関係部署の情報共有や連携等を強化し、関係事業を積極的に推進していく。   | 変更なし   | 食産業・商業振興課    |
| 106 | 17 消費者ニーズに即した産業活動の展開    | 7 県産品の流通・販売の促進           |  | C   | 7段階判定：5<br>・消費者ニーズにマッチした商品開発が販売促進の基本である。県産品の信用を構築することが重要である。<br>・小ロットでも適正な価格で流通する仕組みが必要である。   | ・消費者ニーズを踏まえながら県産品に対する信用構築を基本に、個々の事業において具体的な成果が得られるよう、引き続き施策を推進していく。<br>・本県食材の多くは、少量多品目であり、個々の食材の良さをアピールしていくためには、これらを組み合わせて販売する等の工夫が必要であることから、「食材王国みやぎ」関連事業の推進を図る。<br>・食品流通においては、市場流通の比率の低下、市場法改正の動きなど、一層の競争環境となることから、産地としての販売力を高める支援策を講じる。  | 変更なし   | 食産業・商業振興課    |
| 107 | 19 足腰の強い産業育成に向けた経営基盤の強化 |                          |  | A   | 7段階判定：5<br>・評価対象の2つの施策については平成15年度に取組みが開始されたばかりであり、今後の具体的な成果を注視したい。  | ・評価対象の2つの施策については、成果が現れるよう、それぞれの事業の適切な実施に努める。  | 変更なし   | 経営金融課        |
| 108 | 19 足腰の強い産業育成に向けた経営基盤の強化 |                          |  | A   | 7段階判定：5<br>・経営基盤の強化に関する支援のあり方を再検討すべきと考える。<br>経営に余裕のあるうちに経営改革を実行させることが効果的である。企業の自主努力を支援する体制が縦割り組織では限界に来ており、連携が必要である。県全体で取り組むべき課題である。                   | ・施策「中小企業の経営基盤の強化」を目的とする支援策のうち重点事業は1つだけであることから、個別事業として実施している他の支援策を見直しするなど、重点事業化の可能性について検討していく。<br>・中小企業の経営改善に向けた取組について、現在でも関係部署及び関係機関と連携を図りながら支援を行っているが、引き続き関係機関などと連携を密にして支援を行っていく。  | 変更なし   | 経営金融課        |

| No  | 政策名                     | 施策名            | 政策評価指標                          | シート | 県行政評価委員会<br>政策評価部会の意見  | 県の対応方針<br>(平成16年10月29日現在)  | 左記対応方針の経過、<br>平成17年度予算等への<br>反映状況等<br>(平成17年3月末現在)  | 担当課      |
|-----|-------------------------|----------------|---------------------------------|-----|--|--|---|----------|
| 109 | 19 足腰の強い産業育成に向けた経営基盤の強化 | 4 中小企業の経営基盤の強化 | ・製造品出荷額                         | B   | 7段階判定：5<br>・政策評価指標「製造品出荷額」については、この施策や具体的事業との間にややギャップを感じる。付加価値額や倒産件数の減少などの別の指標についても検討する必要がある。   | ・政策評価指標「製造品出荷額」は、毎年企業規模別に公表され、時系列に計数把握ができること、特別保証実績や相談企業数などの業績指標と異なり、出荷額の増加は経営基盤が強化されたことによる成果を示す指標のひとつと考えられること等から、新たに政策評価指標として設定したものである。<br>施策「中小企業の経営基盤の強化」を構成する重点事業は15年度から実施の中小企業再生支援事業（企業再生特別保証事業）のみで、この事業を評価対象事業としているので、施策と事業との間に違和感を覚えるが、平成15年度が政策評価の初年度であることから、この指標の推移を見ながら、必要場合は指標変更についても検討していくこととする。 | 変更なし  | 経営金融課    |
| 110 | 19 足腰の強い産業育成に向けた経営基盤の強化 | 4 中小企業の経営基盤の強化 |                                 | C   | 7段階判定：4<br>・県民の優先度の高い施策(35.4%,1位)であり、今後も重点的に取り組む必要がある施策といえる。ただし、特別保証実績(H15:2件)や相談企業数などの数値だけで施策を評価することはなかなか難しい。今後の動向を注意深く見守る必要がある。            | ・県民の優先度が高く、今後も重点的に取り組む必要がある施策であることから、評価対象事業の進捗を見ながら、個別事業の重点事業化の可能性についても検討していく。   | ・施策「中小企業の経営基盤の強化」を構成する重点事業は15年度から実施の中小企業再生支援事業（企業再生特別保証事業）のみであったが、中小企業の経営基盤の強化を図るため、各種融資制度により中小企業者へ安定的かつ低利な資金を融通する中小企業金融対策事業を17年度から重点事業とした。 | 経営金融課    |
| 111 | 19 足腰の強い産業育成に向けた経営基盤の強化 | 4 中小企業の経営基盤の強化 |                                 | C   | 7段階判定：4<br>・中小企業再生支援協議会における相談後の支援が適切に行なえる連携体制が必要である。   | ・相談受付後の支援について、現在でも協議会で対応困難な場合は他の支援機関に申し送りを行うなど関係機関と連携を密にしているが、引き続き、関係機関と連携を密にして支援していきたい。   | 変更なし  | 経営金融課    |
| 112 | 19 足腰の強い産業育成に向けた経営基盤の強化 | 5 国際化への対応      |                                 | C   | 7段階判定：5<br>・平成15年度の国際経済室の創設を契機に、積極的に県内企業のコンサルティング活動を展開しておりその姿勢は評価できる。ただし、この施策が本当に効果をもたらすか否かは今年度以降の取組みにかかっていると言え、さらに企業のニーズに合った成果のあがる対応を期待したい。 | ・経済のグローバル化が加速していく中で、それを好機と捉え積極的に海外展開を考える企業を支援することによって、既存の取り組みでは扱えないビジネスチャンスの獲得が期待されることから、継続して県内企業のコンサルティング活動等企業の支援に努める。  | 変更なし  | 国際経済室    |
| 113 | 19 足腰の強い産業育成に向けた経営基盤の強化 | 5 国際化への対応      |                                 | C   | 7段階判定：5<br>・本県の国際化は遅れている。人材育成、情報提供に注力して国際化後進県から先進県へ脱皮できるチャンスとしたい。  | ・また、人材育成、情報提供については、講座の開催等を通じて行っていきたい。  | 変更なし  | 国際経済室    |
| 114 | 21 雇用の安定と勤労者福祉の充実       | 1 雇用の創出        | ・緊急地域雇用創出特別基金事業などによる新規雇用者数（実人員） | B   | 7段階判定：4<br>・政策評価指標の目標値は達成しているが、臨時雇用（6ヶ月以下就労）が97%を占めており安定した雇用創出とはいえない。  | ・指標の中心となる緊急地域雇用創出特別基金事業が、安定した雇用までの緊急臨時的雇用を目的とした事業であるため、臨時雇用が多くを占めている状況である。なお、当該基金事業が平成16年度で終了することから、政策評価指標を見直すこととしている。   | ・関係課と調整を図り、政策評価指標の見直しを行います。   | 労政・雇用対策課 |
| 115 | 21 雇用の安定と勤労者福祉の充実       | 1 雇用の創出        |                                 | C   | 7段階判定：4<br>・若年層や障害者等を含め全庁的なきめ細かな対応を一層強化することが重要である。<br>・本施策は、引き続き最重要課題との認識が必要である。「宮城県緊急経済産業再生プログラム」の成果を期待する。                                  | ・県としては「雇用の創出」が重要課題であると認識しており、全庁的に実施している「宮城県雇用経済対策」、再生戦略事業など、総合的な雇用対策を今後も推進していく。  | 変更なし  | 労政・雇用対策課 |

| No  | 政策名                     | 施策名         | 政策評価指標   | シート | 県行政評価委員会<br>政策評価部会の意見   | 県の対応方針<br>(平成16年10月29日現在)   | 左記対応方針の経過、<br>平成17年度予算等への<br>反映状況等<br>(平成17年3月末現在)  | 担当課    |
|-----|-------------------------|-------------|--|-----|---|---|---|--------|
| 116 | 2 2 個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進 |             |  | A   | 7段階判定：4<br>・全体的にやるべきことをやっているとは評価できるが、網羅的で迫力が感じられない。教育政策の全体的な構想が明示されていないためではないか。今後は、施策間のつながりをより視野にいれた努力が必要。  | <p>・教育政策の全体的な構想は、みやぎ新時代教育ビジョン等に整理している。政策を執行するに当たっては、平成16年度より新設した教育企画室を中心に、教育庁内の全課室長が参画する教育改革推進本部会議を開催し、施策の重点化を図るとともに、施策間の関連性も視野に入れて全体調整を行っている。</p> <p>【上記対応方針に対する委員意見】</p> <p>・県側の意見は理解できるが、具体的にどのようなアクションを採ろうとしているかが推測しにくい。また、委員の発言は「メリハリをつける」という趣旨だと考えられるが、部局側の対応策は「調整」にとどまっているようにも思われ、ややお役所的印象を受ける上に実効性のあるメリハリがつかのか明確にしてほしい。</p> | <p>・平成16年度中に教育改革推進本部会議(教育長、教育次長及び教育庁内全課室長で構成)を5回開催している。</p> <p>・同会議では、政策評価・施策評価及び県民満足度調査の結果のほか、県内小・中・高校における学習状況調査結果や就職決定率、進学達成率、不登校・いじめの発件数などの関連データの把握、分析を実施し、それに基づき、来年度の「教育行政の基本方向」について審議、決定している。</p> <p>・教育行政の基本方向では、毎年度の施策展開のメリハリを明らかにすることとしており、平成17年度は、教育委員会が所管する、生涯学習、社会教育、学校教育、スポーツ振興、文化振興の5分野のうち、特に課題の多い学校教育分野に注力することとし、その中でも特に、学力向上や職業観・勤労観の醸成等を重視していくことを明確に打ち出し、公表したところである。</p> <p>・実際に、新年度の新規事業はそれらの分野に関連するものを優先的に予算措置しており、さらに、例えば社会教育の分野においても、地域の教育力を活用して学校教育を支えるという新たな観点からの新規事業を実施するなど、施策・事業間のつながりを意識した事業展開に努めたところである。</p> <p>・このように、現状の的確な把握・分析と、それに基づくメリハリのある、かつ、施策間のつながりを意識した事業の実施を行うため、必要な仕組みを整備し、かつ、実行しているものである。</p> | 教育企画室  |
| 117 | 2 2 個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進 |             |  | A   | 7段階判定：4<br>・従来の公教育完結型を開いて、小・中・高・専門学校・大学等々そして地域等との連携協力交流をよりいっそう進めてほしい。   | <p>・学校、家庭、地域社会(住民)が一体となり、社会全体で児童生徒を育てるため、学校と地域社会による恒常的な支援・連携体制の構築やネットワークの形成などに重点的に取り組んでいく。</p> <p>【上記対応方針に対する委員意見】</p> <p>・対応策として充分。実際に来年度以降の事業構成を見て判断するべきと思量される。</p>   | <p>・平成17年度から、「13歳の社会へのかけ橋づくり事業」、「みやぎらしい協働教育推進事業」、「起業教育普及推進事業」を実施し、地域社会と学校教育との連携を一層深めていくこととした。</p>   | 教育庁総務課 |
| 118 | 2 2 個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進 | 1 特色ある学校づくり | <p>・総合学科等の新しいタイプの県立学校数</p> <p>・児童生徒の学習意欲・学習理解度(小・中学校)</p> <p>・生徒の学習意欲・進学達成度(高等学校)</p> <p>・外部評価実施学校(小・中・高)の割合</p> | B   | 7段階判定：5<br>・教育という長期的効果を検証する施策評価として短期間の視野に限定されすぎているようにも思われる。中期的に測定可能な指標の設定を今後検討されたい。<br>・教育政策のようなソフト事業にとっては、今以上に顧客からの視点による指標設定が望まれる。例えば「学校数」ではなく、「生徒がどのように変わったか」というような指標である。 | <p>・「生徒がどのように変わったか」というような指標に関しては、平成15年度に政策評価指標の見直しを行い、「総合学科等の新しいタイプの学校数」という指標に加え、児童生徒の学習意欲・学習理解度(小・中学校)や生徒の学習意欲・進学達成度(高等学校)などの指標を新たに設定している。これらの指標は生徒の変容程度を把握することが可能なものであり、指標のような性格を持つ指標であると考えている。政策評価指標の達成度の分析等は次年度の政策評価からとなるため、今後の推移を見守りたいと考えている。</p>  | 変更なし  | 高校教育課  |

| No  | 政策名                     | 施策名            | 政策評価指標                           | 順位 | 県行政評価委員会<br>政策評価部会の意見   | 県の対応方針<br>(平成16年10月29日現在)  | 左記対応方針の経過、<br>平成17年度予算等への<br>反映状況等<br>(平成17年3月末現在)  | 担当課            |
|-----|-------------------------|----------------|----------------------------------|----|---|--|---|----------------|
| 119 | 2.2 個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進 | 1 特色ある学校づくり    |                                  | C  | 7段階判定：5<br>・総合学科、単位制、中高一貫など、高等学校のバリエーションを増やしていく、という施策そのものは順調に進展しており、評価に値する。他のタイプの特色ある学校づくりを評価に入れるべきであることと、特色ある学校づくりへの教員の目的意識をどのように育てていくかが、今後の課題となる。<br>・財政的に厳しい状況において、個々の学校（あるいは教員）における小さな取り組みを促進するような施策を組み立てないと、本当の意味での「特色」発揮を促せないように思われる。こうした取り組みへの配慮もお願いしたい。 | ・個々の学校における特色ある学校づくりへの取組については、各指定校のホームページに掲載するほか、成果が上がった具体的な取組や「成果につながった要因」等を各種研修会を通じて周知し、その普及を図っていきたく考えている。また、指定校以外の各学校の優れた取組の発掘にも努めるとともに、学校にとって有用な新しい情報の発信に努めて参りたい。<br>現在、みやぎ高校いきいき夢プラン事業及び学校活性化プロポーザル事業を通じて、特色ある学校づくりへの取り組みを推進しているところであるが、平成17年度で終期を迎えることから、特色ある学校づくりを継続的に促進する支援策を講ずる必要があると考えている。<br><br>【上記対応方針に対する委員意見】<br>・委員は「特色づくり」について教員各自が意欲的にイノベティブな発案をするような仕組みづくりの見直しを指摘しているが、部局の対応は情報の周知という部分にとどまっているように感じられる。政策意図が隅々まで浸透するためには、当然、現場と本庁間の意思疎通が充分であり、しかも「やらされている感」を払拭した政策展開であることが必要であると委員は考えているが、そうした意図が部局側に伝わっているかどうか若干疑問が残る。 | ・特色ある学校づくりは、各学校が魅力的な学校づくりを主体的に進めるものである。高校教育課としての取組は、委員から御指摘の「周知」だけではなく、各学校での自発的な取組を促すことをねらいとして、また、学校経営改善の事例をヒントとして示したものである。 | 義務教育課<br>高校教育課 |
| 120 | 2.2 個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進 | 2 不登校児童生徒等への支援 |                                  | C  | 7段階判定：4<br>・スクールカウンセラーの配置や高等学校のカウンセラー配置など努力は見られるが、高校中退率等の高さなどからも、県独自の支援体制及び教員の研修がまだまだ不十分と思われる。保健福祉部門など関連部門と一丸となった取組を行うことで、効率性・有効性ともに高い施策展開が可能になると思われるので、更なる検討が望まれる。   | ・本県独自の支援体制として、すでに各教育事務所に在学青少年育成員や専門カウンセラーを配置している。今後、不登校対策では、学校での取組に加えて家庭への指導等の一歩踏み込んだ対応が重要と考えており、当該在学青少年育成員及び専門カウンセラーを活用しての家庭訪問回数を増やすなどして支援を強めていく。また、教員研修の充実及び保健福祉部門等と一丸となった取組については、特に現在課題となっているひきこもり対策など、さらに専門的な知識や手法の習得が必要であり、子ども総合センターや地域子どもセンターの専門医や相談員等を教員研修の講師として活用するなどの工夫を図っていく。  | 変更なし  | 義務教育課          |
| 121 | 2.2 個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進 | 2 不登校児童生徒等への支援 |                                  | C  | 7段階判定：4<br>・MAP（みやぎアドベンチャープログラム）は、この政策に入れてよいものか。MAPは、子どもの問題解決アプローチというより発達促進アプローチの色彩が強いと思われる。  | ・MAP（みやぎアドベンチャープログラム）は、児童生徒同士が協力しながら様々な障害等乗り越えて生きる力の育成を図るものである。結果として児童生徒間及び児童生徒と教員の望ましい人間関係が構築され、不登校の原因で大きな割合を占める人間関係のつまづき等が解消されるなど、不登校の未然防止にも資すると考えられることから、施策体系上、不登校児童生徒等への支援の中に位置づけているものである。   | 変更なし  | 義務教育課          |
| 122 | 2.2 個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進 | 3 障害児教育の充実     | ・知的障害養護学校における通学距離が20km以内の児童生徒の割合 | B  | 7段階判定：5<br>・指標がもはや妥当性がないのではないかとと思われる。より目的に即した指標が必要ではないか。例えば、障害児教育の全体を考えれば、障害児が普通学級に在籍する率が高くなってきている傾向にあり、一般教員の障害児教育の研修を養護学校で行うことが求められている。今後、一般教員と養護教員の相互研修などを指標にしてもよいと思われる。このように力をつけた教員が多くなれば、新しい学校づくりとも連動すると思われる。   | ・現在の政策評価指標は、知的障害養護学校における児童生徒の通学の負担軽減及び地域における教育の展開を表わす指標であり、障害児教育全体から考えると一部分を表わす指標であると考えられる。なお、今後、小・中学校に障害のある児童生徒の在籍が増加していくことを踏まえ、より適切な政策評価指標への見直しを検討する。<br><br>【上記対応方針に対する委員意見】<br>・委員の指摘はこうした指標が現場の努力の進捗と連動していないのではないかと（結果として指標の伸びが現場の努力を忠実に反映しないのであれば評価制度がやる気の阻害を生むのではないかと）という憂慮から出ていると考えられる（03年度の分科会参照）。この点を十分に含んだ上で、新たな指標作りに取り組まれない。   | 変更なし  | 障害児教育室         |



| No  | 政策名                     | 施策名            | 政策評価指標       | シ<br>ン<br>ト | 県行政評価委員会<br>政策評価部会の意見  | 県の対応方針<br>(平成16年10月29日現在)  | 左記対応方針の経過、<br>平成17年度予算等への<br>反映状況等<br>(平成17年3月末現在)  | 担当課    |
|-----|-------------------------|----------------|--------------|-------------|--|--|---|--------|
| 123 | 2.2 個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進 | 3 障害児教育の充実     |              | C           | 7段階判定：5<br>・広義の福祉政策にも含まれる施策であるが、福祉は本県にとって重要な政策課題（いわばウリ）であり、期待値は高い。<br>・本県で推進しているノーマライゼーションの推進を目指すに当たり、支援を要する児童のみならず、地域の目（偏見や差別）をどのように変えていくか、という視点もこの施策には必要ではないかと考える。「ともに学ぶ教育推進事業」がそれにあたると思うが、本県の目指す水準から考えてさらに重視されるべきではないかと考える。 | ・障害者に対する理解は、子どもの頃から障害児とともに学び活動する経験を通して促進されると考えられる。そのため、引き続き、障害の有無に関わらず、全ての子どもが地域の小・中学校でともに学ぶことができる教育環境の整備を推進する。<br><br>【上記対応方針に対する委員意見】<br>・実際に着手されている事業も、また部局のコメントも不満はないが、施策体系の「見せ方」に工夫が必要だと感じられた。宮城県が福祉先進県を目指し、特に教育のノーマライゼーションについては先進的な取り組みを行っているということであれば、事業説明自体にそうしたカラーを色濃く出したほうがよいと感じられる。 | ・平成17年度から、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒とが地域の小・中学校で共に学ぶ教育を推進するための新たな学習システムを構築するためのモデル的な取組として「学習システム整備モデル事業」を実施することとした。 | 障害児教育室 |
| 124 | 2.2 個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進 | 5 大学等高等教育の充実   | ・県立大学卒業生の就職率 | B           | 7段階判定：4<br>・指標の見直しがなされており、この点は評価に値する。ただし、新学部成果評価は学部開設後の展開に対するものであるから、どのような指標を設置し大学全体の取り組みを評価すればよいかについて、今後の課題として十分に検討されたい。  | ・新学部も含めた就職率を指標とし、キャリア開発室の活動状況について、指標分析の中に取り入れていきたい。<br><br>【上記対応方針に対する委員意見】<br>・コメントに不満はないが、ヒアリングから受けた印象で述べれば、新しい指標が大学全体の活動を統御する数値となるように設定することは部局が考えているよりも困難なことである。また、単一指標で大学活動全体を表現すると、バランスの取れた大学運営に却って支障をきたすこともありうる。これらの点に留意して大学の現場が非本質的なストレスを感じないような挑戦目標を設定されたい。                            | ・指標選定にあたっては、見直しも含め、今後、大学側と検討していきたい。   | 県立大学室  |
| 125 | 2.2 個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進 | 5 大学等高等教育の充実   |              | C           | 7段階判定：4<br>・キャリア開発室の教育効果が著しい成果を出しており、評価できる。自己評価としても、積極的に基本票に明記した方がいい   | ・翌年度以降の基本票に明記していきたい。   | 変更なし  | 県立大学室  |
| 126 | 2.2 個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進 | 6 地域に開かれた学校づくり |              | C           | 7段階判定：5<br>・学校は精一杯開き始めているが、社会一般の進み具合が早く、満足度が低下している、特に中・高でより効果的に開いていく必要がある。なお、地域との連携について高校側の動員には限界があるので、初等中等教育間の連携を一層強化する必要がある。   | ・中学校・高校での開かれた学校づくりについては、学校プロポーザルモデル事業等の取組成果の普及、開かれた学校づくりの取組（学校評議員、外部評価、情報公開等）のメリットを周知するなどして取組促進を図る。<br>・開かれた学校づくりに向けた初等中等教育間の連携については、地域学習支援センター設置事業、キャリア教育推進事業などの取組及びその成果普及等を通じて小・中・高の連携を推進していく。   | 変更なし  | 義務教育課  |
| 127 | 2.2 個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進 | 6 地域に開かれた学校づくり |              | C           | 7段階判定：5<br>・ボランティア活用などの努力が見られる。今後は、文部科学省の方針もあり、地域の人材資源の活用がより一層求められる。   | ・地域の人材資源の活用については、総合的な学習の時間における地域人材の活用や人材バンク作成のモデル例の各学校への周知等を通じて促進していく。   | 変更なし  | 義務教育課  |

| No  | 政策名                     | 施策名                  | 政策評価指標 | シート | 県行政評価委員会<br>政策評価部会の意見   | 県の対応方針<br>(平成16年10月29日現在)   | 左記対応方針の経過、<br>平成17年度予算等への<br>反映状況等<br>(平成17年3月末現在)   | 担当課            |
|-----|-------------------------|----------------------|--------|-----|---|---|--|----------------|
| 128 | 2.2 個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進 | 6 地域に関わった学校づくり       |        | C   | 7段階判定：5<br>・重点事業として「学校評価支援事業」があるが、どのような評価が望ましいのか、地域と充分な対話を重ねる取り組みをしないと、学校側からすれば外部者の余計な「雑音」が増える、といった反応にとどまることもありうる。重点事業である以上、ワークショップの開催などを含めて財務的・人的な支援を行う必要がある。  | ・学校評価支援事業に係る財務的・人的な支援については、高校では評価システム試行校を昨年度11校から今年度29校に拡大、小・中学校では今年度各1校の協力校を設定し、効率的に調査・集計できる評価システム開発に努力している。併せて、今後学校評価について教員対象の研修会を開催し、地域との対話を重ねる取組を意識した評価について周知していく。<br><br>【上記対応方針に対する委員意見】<br>・非常に練られた部局コメントであり、対応策の進展を見守りたい。強いて言えば、各学校は本当に外部者（評議会その他）との関係について慣れているのか、旧来のPTA対応の延長線上で捉えていないかどうか、適宜把握し、もしも評議会創設の意図どおりに進んでいないのであれば適切なサポート策（成功例の周知やソリューションのためのワークショップ開催などコンサルテーション活動）を充実されたい。 | ・平成17年度は、学校評価支援システムをすべての県立学校で試行し、集計ツールの他、グラフ作成ツール、HP公開レポート作成ツールなど、さらに効率的な評価システムを開発していく予定。<br>・また、前年に引き続き、学校評価が学校運営の改善につながるよう教員対象の研修会を開催し、有効な学校評価の在り方を周知していく。 | 義務教育課<br>高校教育課 |
| 129 | 2.3 生涯にわたって学び楽しめる環境の充実  |                      |        | A   | 7段階判定：5<br>・図書館整備については、宮城県は他県に遅れをとっており、図書館未設置市町村への設置の働きかけが必要である。ネットワーク化による努力は大いに評価されるべきであるが、基幹となる施設をそれなりに整備する必要がある。   | ・図書館未設置市町村への設置の働きかけは、適宜行っており、その結果、平成16年7月には、加美町の中新田図書館に加え、新たに小野田図書館が設置されたほか、同月に蔵王町立図書館が開館。また、利府町が図書館条例を定め、今年度中に開館する予定である。現在、牡鹿町の設置に向け指導を行っているところである。<br><br>【上記対応方針に対する委員意見】<br>・整備が順調に進んでいることがわかるので部局コメントは妥当である。ただし財政状況の一段の悪化が進んでいる以上、今後は学校図書室整備の充実と地域公開を同時に行うなど、単一施設整備が多目的な政策効果を果たするような企画立案も視野に入れる必要があると思量される。  | ・利府町図書館は、平成16年11月に開館したところである。<br>・学校図書館の整備と地域公開については、関係課(義務教育課及び高校教育課)と連携を図りながら、「みやぎ子ども読書活動推進計画」に基づき推進していく。  | 生涯学習課          |
| 130 | 2.3 生涯にわたって学び楽しめる環境の充実  |                      |        | A   | 7段階判定：5<br>・幼児、成人及び老年への楽しく学べる環境整備の努力は評価できる。学んだ人を今後、人材資源としてどのように活用していくかが今後の課題であろう。   | ・人材資源の活用については、これまで県事業の「活用事業」として仙台市で実施してきたが、今後は他市町村との共催により複数の市町村での開催を検討したい。  | ・平成17年度から、県の生涯学習指導者養成講座等の修了者を講師とする「活用出前講座」の実施枠を前年度より2つ増やし、3市町で実施することとした。   | 生涯学習課          |
| 131 | 2.3 生涯にわたって学び楽しめる環境の充実  | 1 多様なニーズに対応した学習機会の提供 |        | C   | 7段階判定：5<br>・社会からのニーズにそれなりに応える対応をしている。今後は、地域の教育力を回復、振興するようなモデル的事業を起こしてほしい。<br>・「みやぎ県民大学」事業は、関係者の努力を大いに評価すべきである。郡部などには学校というのはそれ自体が知的資源であり、今後さらに学校関係者の知性を活用し、地域と学校の連携を深めることは有意義であるし、効率性も高い。<br>・財政上の制約が厳しい以上、事業費の拡大は限界があるから、今後はパートナーとして地域に事業を展開するNPO/NGOの育成も重点的に考える必要がある。特に知的資源の地域偏在を解決するために、郡部における展開が重要であろうが、この点の戦略を明記されたい。 | ・現在、地域における生涯学習講座の活性化を目指し、国公立大学所在地以外の市町村での「みやぎ県民大学」や生涯学習講座の市町村開催の増加に向け、今後5カ年間を目途に検討を行っているところである。<br><br>【上記対応方針に対する委員意見】<br>・委員の指摘は当該事業の伸展について基本的には好意的な立場から期待を込めて書かれたものが多い。それに対して付されたコメントはあまり具体性のあるものとは思えない。予算の量的拡大が難しい状況において、いかにソフト/コンテンツを充実させるか、という意気込みが感じられる(言い換えればそうした方向性が見える)コメントによって委員の期待を裏打ちしてほしい憾みは残る。   | ・平成17年度の「みやぎ県民大学」の開催については、「大学開放講座」を、県教委として新たに3市で実施することとしており、予算面での制約を運営面で工夫しながら、事業内容の充実を図ることとした。  | 生涯学習課          |

| No  | 政策名                     | 施策名                   | 政策評価指標                   | シート | 県行政評価委員会<br>政策評価部会の意見  | 県の対応方針<br>(平成16年10月29日現在)  | 左記対応方針の経過、<br>平成17年度予算等への<br>反映状況等<br>(平成17年3月末現在)                      | 担当課   |
|-----|-------------------------|-----------------------|--------------------------|-----|--|--|---|-------|
| 132 | 2.7 多様な主体の協働による地域づくりの推進 |                       |                          | A   | 7段階判定：4<br>・「施策2」の県民満足度の優先度は1割未満であるにもかかわらず必要性を「大」としている。また、かい離度で見ても「施策3」は10点で、優先度の低さと相まって必要性を「大」とする判断基準が曖昧である。この2つの施策の必要性を「大」とした合理的な判断理由を示されたい。 | ・「施策2」については主たる対象がNPOであること、また「施策3」については各市町村が受け皿となっていることから、県民一般にとって自らの問題であるという認識が未だ浸透していない状況にあると考えられる。<br>NPO活動や地域住民によるコミュニティ活動の拡充を図ることは、政策目的の実現に向けて非常に重要な要素と考えられることから、今後は各施策の目的や意義、効果等に関する普及啓発についても一層推進していきたい。  | 変更なし  | 地域振興課 |
| 133 | 2.7 多様な主体の協働による地域づくりの推進 | 1 県・市町村・住民の協働による地域づくり | ・県・市町村・住民の協働による地域づくりの実践数 | B   | 7段階判定：3<br>・政策評価指標として「地域づくり実践数」(単位：地区)が挙げられているが、その定義・基準が曖昧である。地区が空間的に一連のものでなければ、別地区とすることもできる。<br>・また県が補助金等を通じて関与したものだけを「実践例」とすることも問題である。       | ・「県・市町村・住民の協働による地域づくり」という施策について、指標をどのように捉えるかは難しい問題であるが、客観的な指標としては、県の担当課や地方機関が地域づくりに関わる実践数が適切である。<br>・実践数は、その年度に県の職員等がその地域に継続的に出張し、市町村や地域住民と一体となって地域づくりを行った数をカウントし、一過性のものはカウントしていない。なお、委員指摘の県が補助金等を通じて関与したものだけを実践例としているものではない。<br><br>【上記対応方針に対する委員意見】<br>・評価指標について、県が関与したものの実践数が適切とありますが、これですと県が毎年予算をつけ関与した地域づくり計画をこなすことが協働による地域づくり件数と なってしまいます。施策2のNPO支援を通しNPOと行政が協働で行った地域づくり等も含め、協働の地域づくりを広く推進する観点から施策を位置づけることが必要と考えられますが、いかがでしょうか。<br>・また、地域づくり件数は一過性のものではないとしておりますが、単年度での地域づくり実践件数カウントでは一過性になる可能性があります。<br>・この施策の目的に照らした評価指標の選定、事業構成、県と市町村・民間との役割分担、施策の成果等全体の構成をわかりやすい体系で整理することを望みます。(Bシート、Cシート) | ・住民を主体とする地域づくりは、市町村が担うことがこれまで以上に期待されており、本施策の意義が極めて希薄となっていることから、指標を廃止した。 | 地域振興課 |
| 134 | 2.7 多様な主体の協働による地域づくりの推進 | 1 県・市町村・住民の協働による地域づくり | ・県・市町村・住民の協働による地域づくりの実践数 | B   | 7段階判定：3<br>・さらに、「実践数」は一度やれば累積するのか、継続した努力を要件とするのか。前者であれば指標値は単調増加するが、結果的に地域は衰退の一途を辿っていたということもあり得る。本来後者であるべきで、その場合指標値の設定は高すぎると言える。                | ・毎年度、新規で7地区を目標とし、一地区2ヶ年度を目安として行っている。<br>(平成14年度実践数：6地区、うち5地区については、15年度も実施)<br>唐桑町、宮崎町、矢本町、川崎町、村田町小泉地区、北上町<br>(平成15年度実践数：7地区)<br>野々島、網地島、東鳴子地区、乗駒町耕英地区、柴田町人間田地区、古川市富永地区、田代島   | 変更なし  | 地域振興課 |
| 135 | 2.7 多様な主体の協働による地域づくりの推進 | 1 県・市町村・住民の協働による地域づくり | ・県・市町村・住民の協働による地域づくりの実践数 | B   | 7段階判定：3<br>・「社会情勢分析」では、県内における過疎化・高齢化の進行状況やその理由に関する記述が必要。   | ・「社会情勢分析」については、次年度以降、過疎化・高齢化の状況等についても記載する。   | 変更なし  | 地域振興課 |

| No  | 政策名                     | 施策名                   | 政策評価指標                       | シート | 県行政評価委員会<br>政策評価部会の意見  | 県の対応方針<br>(平成16年10月29日現在)  | 左記対応方針の経過、<br>平成17年度予算等への<br>反映状況等<br>(平成17年3月末現在) | 担当課      |
|-----|-------------------------|-----------------------|------------------------------|-----|--|--|--|----------|
| 136 | 2.7 多様な主体の協働による地域づくりの推進 | 1 県・市町村・住民の協働による地域づくり |                              | C   | 7段階判定：3<br>・「県・市町村・民間の協働による地域づくり」が施策であり、各主体の役割分担が記入されていないことは問題である。役割分担の中の地域振興戦略推進事業の位置づけを明確にする必要がある。 | ・県は地域づくりの担い手である市町村や地域住民の活動に対し支援する立場であるとともに、地域づくりのコーディネーター機能や掘り起こしなどの役割を担っていると考える。なお、実際の地域づくりの場では、県、市町村、地域での話し合いの中で、役割分担を決めていくのが適切な場合もある。                     | 変更なし   | 地域振興課    |
| 137 | 2.7 多様な主体の協働による地域づくりの推進 | 1 県・市町村・住民の協働による地域づくり |                              | C   | 7段階判定：3<br>・推進事業1本だけ記載されているが、平成16年度以降多数の個別事を展開予定である。「事業実績・成果」欄にその内容を例示されたい。                          | ・地域振興戦略推進事業は、地域の実状に精通した地方機関がコーディネーター機能を発揮し、市町村・地域住民との協働により地域振興策の企画・立案を行い、5圏域で平成16年度、17年度の2ヶ年度において、緊急経済産業再生戦略プランの市町村連携事業として事業化に至った。事業内容については、「事業実績・成果」欄に例示する。 | 変更なし   | 地域振興課    |
| 138 | 2.7 多様な主体の協働による地域づくりの推進 | 1 県・市町村・住民の協働による地域づくり |                              | C   | 7段階判定：3<br>・各地方県事務所等の単位に補助金を分配し、独立に補助対象を採択する方法では効率性が低下するので、県全体で一括して競争的に採択する方法が望ましい。                  | ・補助金については、市町村や住民等からの多種多様な要望の相談窓口となる地方機関を単なる経由機関とするよりも、決定権限を付与し、地方機関のみで事務処理を完結できる制度の方が、運用の実態及び効率性の点において優れていると認識しており、本庁で一括して採択する方法に変更する考えはない。                  | 変更なし   | 地域振興課    |
| 139 | 2.7 多様な主体の協働による地域づくりの推進 | 1 県・市町村・住民の協働による地域づくり |                              | C   | 7段階判定：3<br>・事業群の効率性の説明に「ふるさと工房事業」の記述があるが、これが地域づくり実践の対象であることが読めない。事業の過渡期であることがわかるような説明が必要である。         | ・「ふるさと工房」は、地域資源の再認識を図りながら住民主体で行う地域づくり活動に対し、市町村と連携しながら、県が職員や助言者を継続的に派遣し、協働で具体的な活動を行うものであり、指標となる地域づくり実践数をカウントする上で主要な事業ととらえてきた。                                 | 変更なし   | 地域振興課    |
| 140 | 2.7 多様な主体の協働による地域づくりの推進 | 2 NPO(民間の非営利組織)の活動の支援 | ・NPOの法人設立認証数(人口10万人当たりの全国順位) | B   | 7段階判定：4<br>・政策評価指標の「法人設立認証数」は新規設立分(フロー)か、既存を含めた総数(ストック)か曖昧である(当然後者が妥当)。                              | ・現行の政策評価指標「法人設立認証数」は、「既存を含めた総数(ストック)」である。「曖昧である」とのご指摘であるので、来年度の評価シートB作成の際には、ストックであることの明確な説明を加えたい。  | 変更なし   | NPO活動促進室 |
| 141 | 2.7 多様な主体の協働による地域づくりの推進 | 2 NPO(民間の非営利組織)の活動の支援 | ・NPOの法人設立認証数(人口10万人当たりの全国順位) | B   | 7段階判定：4<br>・NPO法人の数だけを指標にすると、複数法人の合併(国や他県認証法人への併合を含む)による広域化・大規模化がマイナス評価となるが、数の減少は必ずしも活動の低調さを意味しない。   | ・現行の政策評価指標「法人設立認証数」は「広域化・大規模化」を反映できる指標ではないが、これまで当県においてはNPO法人の「合併」の例はないこと等を考慮すると、当面は「法人設立認証数」を指標とする事が妥当と考える。  | 変更なし   | NPO活動促進室 |
| 142 | 2.7 多様な主体の協働による地域づくりの推進 | 2 NPO(民間の非営利組織)の活動の支援 | ・NPOの法人設立認証数(人口10万人当たりの全国順位) | B   | 7段階判定：4<br>・NPOの構成人員や活動予算は活動水準の指標になり得る。従って政策評価指標もそれに基づくことが適切であると考えられる。                               | ・ご指摘のとおり「NPOの構成人員や活動予算」については、一つの指標となりうると思えられるが、そのようなデータを把握している調査は、5年に1回程度実施する予定としており、毎年度の推移をモニタすることができないため、政策評価指標とすることについては、慎重な検討が必要と考える。                    | 変更なし   | NPO活動促進室 |

| No  | 政策名                        | 施策名                   | 政策評価指標 | シ<br>ン<br>ト | 県行政評価委員会<br>政策評価部会の意見   | 県の対応方針<br>(平成16年10月29日現在)   | 左記対応方針の経過、<br>平成17年度予算等への<br>反映状況等<br>(平成17年3月末現在)  | 担当課      |
|-----|----------------------------|-----------------------|--------|-------------|---|---|---|----------|
| 143 | 27 多様な主体の協働による地域づくりの推進     | 2 NPO(民間の非営利組織)の活動の支援 |        | C           | 7段階判定:4<br>・この施策はこれまでの認証活動や支援事業から新たな段階に入りつつある事業であり、これまでの施策とともに今後新たに取り組む新規事業についての意義・理由に関わる評価のコメントを明記されたい。  | ・みやぎNPO夢ファンド<br>県の抛入金と市民・企業からの寄附金からなるファンドを、NPOが主体的に運営することにより、NPOの実情・ニーズに即した効果的な資金支援が期待できる。<br>・NPOマネジメント・サポート事業<br>NPOの自律的・継続的活動に不可欠な組織経営力の強化を図るもので、各圏域の中核となる中間支援型NPOの育成、仙台圏域と他圏域との地域格差の是正に大きく資するものと思われる。<br>・県有遊休施設等の有効利用によるNPOの拠点づくり事業<br>活動の場・拠点を求めるNPOが相当数あることは、実態調査の結果からも明らかである。県が保有する遊休施設を用いてNPOの活動の場・拠点へのニーズを満たすことにより、結果として公益サービスの増進を図るものである。また、県としては遊休施設の維持管理経費の削減も実現できるというメリットもある。 | 変更なし  | NPO活動促進室 |
| 144 | 27 多様な主体の協働による地域づくりの推進     | 2 NPO(民間の非営利組織)の活動の支援 |        | C           | 7段階判定:4<br>・現段階では全てのNPOを支援対象としているが、次の展開として、宮城県としてどの分野のNPOを育てるか、県とパートナーとなって県民サービスできるNPOとはどの分野が等のターゲットを明確にした施策事業展開が考えられ、この点の検討が課題となる(D-3施策・事業の整理も同様)。<br>・NPOには行政の手が届かない範囲を補完する機能がある。その意味で県民のneedsとNPOの分野構成との関係を検証する必要がある。たとえば県民満足度調査から得られる、県民needsと行政サービスとの乖離度に応じて、分野別・圏域別の枠を設けて誘導するなどの方策が考えられる。 | ・「特定の活動分野のNPO」への支援・協働等については、他の施策上位置づけられた事業の所管課室等において必要があると認める場合に実施されており、施策「NPO(民間非営利組織)の活動の支援」に位置づけられる事業においては「NPO活動全体の底上げ」を目指し実施しているのが現状であり、特定の活動分野のNPOにターゲットを絞った支援は行っていない。<br>・「NPO(民間非営利組織)の活動の支援」として「県とパートナーになって県民サービスできるNPOはどの分野が等のターゲットを明確にした施策事業展開」を行うかどうかについては、「民間非営利活動促進委員会」の意見を聴くなどして、今後の検討課題としたい。   | ・11月22日に開催された「民間非営利活動促進委員会」では、「人々のニーズを先取りし、先進的な取り組みを行う」ことがNPOの特性の一つとして挙げられるため、「ターゲットを明確にした」支援のみを行うことは適切ではなく、本施策においては当面は従来どおり「NPO活動全般の底上げ」を目指した展開を行う方向とした。 | NPO活動促進室 |
| 145 | 27 多様な主体の協働による地域づくりの推進     | 2 NPO(民間の非営利組織)の活動の支援 |        | C           | 7段階判定:5<br>・評価対象となる支援事業の有効性は、応募者が多い等の外形的評価ではなく、支援を受けたNPOのパフォーマンスで評価されるべきであろう。   | ・支援事業の有効性は、ご指摘のとおり、本来であれば「支援を受けたNPOのパフォーマンス」で評価させるべきと考えますが、適切な指標の検討に苦慮している。「支援を受けたNPOのパフォーマンス」の指標化の方法等について、「県行政評価委員会」などの意見を聴き、検討していきたい。   | 変更なし  | NPO活動促進室 |
| 146 | 33 国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化 |                       |        | A           | 7段階判定:5<br>・空港・港湾の整備・機能強化とこれを活用した周辺地区の整備・活性化の視点から、仙台空港と仙台港の施策体系を同様にしたほうが理解しやすい。<br>(表省略)<br>・施策の切り方として、施策1・2と施策3・4は思想が違う。4の周辺施設は区画整理地区のみを扱っているが、港湾地区内か外かという区別は、県民からもユーザからも重要でない。本体と周辺という切り方が相応しい。<br>・一般県民が直接利用しないため、港湾は空港に比べて優先度が低くなるのはやむを得ないが、その重要性について貨物分担率などの点から論じることが望ましい。                 | ・部会の意見を踏まえ、次期実施計画策定時に、施策体系の見直しについて検討していきたい。   | 変更なし  | 土木総務課    |

| No  | 政策名                         | 施策名             | 政策評価指標                 | シート | 県行政評価委員会<br>政策評価部会の意見  | 県の対応方針<br>(平成16年10月29日現在)   | 左記対応方針の経過、<br>平成17年度予算等への<br>反映状況等<br>(平成17年3月末現在) | 担当課       |
|-----|-----------------------------|-----------------|------------------------|-----|--|---|--|-----------|
| 147 | 3.3 国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化 | 1 仙台空港の機能の強化と活用 | ・仙台空港利用者数<br>(国内線、国際線) | B   | 7段階判定：5<br>・現況値が仮目標値を大きく下回り、目標値の下方修正の時期にあると考えられる。<br><理由><br>ここ数年の需要低迷は国際テロやSARS等の影響と考えられるが、これが取り除かれれば目標値に向かって軌道修正されるとは考えにくい。<br>目標値である交通需要量は運輸事業の経営の基礎となるものであり、社会経済情勢に変化に応じ、定期的にチェックする必要がある。<br>平成15年度に最新の社会経済情勢に基づく需要予測検証作業を行っており、この成果を活かすべきである。 | ・指標の目標値については、政策評価指標分析カードの指標妥当性検証欄に記載のとおり、平成15年度に実施した最新の社会経済情勢を踏まえた需要予測検証の結果に基づき、今年度内の修正を予定している。 | ・左記のとおり、平成15年度「仙台空港アクセス鉄道の需要予測検証」に基づき目標値を変更した。     | 臨空地域整備推進課 |
| 148 | 3.3 国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化 | 1 仙台空港の機能の強化と活用 | ・仙台空港利用者数<br>(国内線、国際線) | B   | 7段階判定：5<br>・指標達成度の今後の見通しの厳しさを指摘することや、東北での仙台空港のゲートウェイ機能強化に向けた広域調整等の課題を表記することも必要と考える。東北各県はばらばらな対応では仙台空港は国際拠点空港にならない。   | ・国際線についての東北各県の考え方を尊重しつつ、仙台空港の利便性を発信し、広域利用に向けた取組みを検討する。  | 変更なし   | 空港対策課     |
| 149 | 3.3 国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化 | 1 仙台空港の機能の強化と活用 | ・仙台空港利用者数<br>(国内線、国際線) | B   | 7段階判定：5<br>・航空の場合、路線が無ければ潜在需要があっても利用できない性質があり、航空路線・便数の維持が重要であるが、シンガポール・香港・ホノルル便の撤退に加えて、閑空便の消滅により国際旅客は多くが成田へ流れざるを得ない。その意味で平均搭乗率×便数なども一つの指標たりえる。   | ・新たな指標については、検討課題としたい。   | 変更なし   | 空港対策課     |
| 150 | 3.3 国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化 | 1 仙台空港の機能の強化と活用 |                        | C   | 7段階判定：5<br>・仙台空港新貨物ターミナル建設等促進事業は、航空貨物物流拠点形成にとって当施設の整備が航空貨物需要喚起や東北・県内企業の輸送コスト低下への貢献度等の有効性を明記すべき。  | ・次年度以降は物流に対する有効性を具体的に記述する。  | 変更なし   | 空港対策課     |
| 151 | 3.3 国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化 | 1 仙台空港の機能の強化と活用 |                        | C   | 7段階判定：5<br>・効率性評価には、単なる便数だけではなく他空港との比較を含める方がよい。また費用対効果の視点も必要。  | ・効率性評価に際し、他空港との比較を盛り込むことなどを、次年度に向け検討する。   | 変更なし   | 空港対策課     |
| 152 | 3.3 国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化 | 1 仙台空港の機能の強化と活用 |                        | D   | 7段階判定：5<br>・旅客減がテロ・SARS等の一過性によるものであるかを見極める必要がある。すべての地方空港が国際便を奪い合う現状では、密度・ネットワークの経済性を得ることはできない。選択と集中が重要である。   | ・国際線についての東北各県の考え方を尊重しつつ、仙台空港の利便性を発信し、広域利用に向けた取組みを検討する。  | 変更なし   | 空港対策課     |
| 153 | 3.3 国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化 | 1 仙台空港の機能の強化と活用 |                        | D   | 7段階判定：5<br>・「貨物ターミナル建設等促進事業」に関しては、「維持」の理由と効果に関して説明責任がある。   | ・「貨物ターミナル建設等促進事業」について、必要性や効果を具体的に記述するよう、次年度に向け検討する。   | 変更なし   | 空港対策課     |

| No  | 政策名                         | 施策名                     | 政策評価指標                  | シート | 県行政評価委員会<br>政策評価部会の意見   | 県の対応方針<br>(平成16年10月29日現在)   | 左記対応方針の経過、<br>平成17年度予算等への<br>反映状況等<br>(平成17年3月末現在) | 担当課       |
|-----|-----------------------------|-------------------------|-------------------------|-----|---|---|--|-----------|
| 154 | 3 3 国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化 | 2 仙台空港へのアクセス等周辺施設の整備と活用 | ・仙台空港利用者数（国内線、国際線）      | B   | 7段階判定：4<br>・アクセス鉄道等のストック形成期であり、政策評価指標の「空港利用者数」はなじまず、読み手が混乱する。空港利用者数を継続するのであれば、政策評価分析カード（3）政策評価指標の妥当性欄に「ストック形成期であり現段階では評価できないが、供用後の評価が期待される」ことを明記すべきである。また、事業進捗率を補完指標として掲げてはどうか。 | ・現在の政策評価指標は、施策の最終目標として継続し、進行管理のための補完指標として事業進捗率を掲げることを検討したい。<br>・「政策評価シートB」の政策評価指標分析カードの「指標妥当性検証」欄に次の内容を追加する。<br>「本施策の事業群が、現在そのストック形成期にあるため、指標の向上に必ずしも効果的とは言えないが、施設完成供用後には長期にわたりその効果が発揮されると考えられる。」 | 変更なし   | 臨空地域整備推進課 |
| 155 | 3 3 国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化 | 2 仙台空港へのアクセス等周辺施設の整備と活用 | ・仙台空港利用者数（国内線、国際線）      | B   | 7段階判定：4<br>・アクセス性の場合、国内隣接空港間競争の側面がより強くなる。そのような視点で評価されたい。  | ・目標値の基礎となる需要予測には空港間競合関係を考慮しているが、そのような視点での評価については今後の検討課題とした。   | 変更なし   | 臨空地域整備推進課 |
| 156 | 3 3 国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化 | 2 仙台空港へのアクセス等周辺施設の整備と活用 |                         | C   | 7段階判定：4<br>・臨空都市整備推進事業が土地区画整理事業支援に限定されるならば事業名称を沿線地域土地利用区画整理事業と変えたほうがわかりやすい。   | ・臨空都市整備推進事業は、空港を核とした国際交流・物流・情報の拠点となる新しい都市の形成を図るものであり、土地区画整理事業支援に限定されるものではない。  | 変更なし   | 臨空地域整備推進課 |
| 157 | 3 3 国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化 | 2 仙台空港へのアクセス等周辺施設の整備と活用 |                         | C   | 7段階判定：4<br>・「臨空都市」と言っても、県の関与は道路・下水道インフラが主体で、一般の市街地形成と大差ない。コンソーシアム方式で開発計画を公募する等、県が主体的に取り組むソフト面の関与を明記すべき。   | ・県の関与も単なるインフラ整備にとどまらず、仙台空港臨空都市まちづくり推進会議を設置するなどして、地元名取市及び土地区画整理組合とともに、東北の空の玄関口にふさわしいまちづくりに主体的に取り組んでいる。これらのソフト面の関与について具体的に記述するよう、次年度に向け検討する。  | 変更なし   | 臨空地域整備推進課 |
| 158 | 3 3 国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化 | 2 仙台空港へのアクセス等周辺施設の整備と活用 |                         | C   | 7段階判定：4<br>・鉄道は第3セクター（第1種事業者）、区画整理は組合施行と、民間の関与が導入されている。第3セクター鉄道の採算性や、区画整理の保留地処分等について、厳正な見直しを希望する。   | ・意見の趣旨を真摯に受け止め、事業を進めて参りたい。  | 変更なし   | 臨空地域整備推進課 |
| 159 | 3 3 国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化 | 3 仙台国際貿易港の整備と活用         | ・仙台塩釜港（仙台港区）外貿コンテナ貨物取扱量 | B   | 7段階判定：6<br>・仙台港が外貿コンテナの取り扱い実績が無い時代から、年間8万TEUの外貿コンテナを扱うまで成長しており、これまでのハード施策、ソフト施策の成果が現れていると評価される。ただし、県民の評価が低く、県民向けのPRの工夫が課題である。   | ・港湾は一般県民が直接利用する機会が少ないため、関心度が低く優先順位も低いと思われるが、今後も引き続き地域交流イベントや港湾計画等に関する説明会を通じた広報活動を行うとともに、港湾がもたらす地域への経済効果についてもPRしていきたい。   | 変更なし   | 港湾課       |
| 160 | 3 3 国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化 | 3 仙台国際貿易港の整備と活用         | ・仙台塩釜港（仙台港区）外貿コンテナ貨物取扱量 | B   | 7段階判定：6<br>・経済不況下においても政策評価指標の「コンテナ貨物取扱量」は順調に増加している。仙台港全体の貨物取扱量自体も増加しているのか、他形態の減少分をコンテナが吸収しているのか判断できない。<br>・京浜港等への内航海運によるフィード輸送は、対陸送という意味では港湾の有効活用として評価しても良い。                    | ・仙台港全体の貨物コンテナ取扱量は微増が横ばい状態にあるが、今後は仙台港全体の貨物取扱量の動向も記載することとしたい。   | 変更なし   | 港湾課       |

| No  | 政策名                         | 施策名                  | 政策評価指標        | シート | 県行政評価委員会<br>政策評価部会の意見   | 県の対応方針<br>(平成16年10月29日現在)   | 左記対応方針の経過、<br>平成17年度予算等への<br>反映状況等<br>(平成17年3月末現在) | 担当課   |
|-----|-----------------------------|----------------------|---------------|-----|---|---|--|-------|
| 161 | 3 3 国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化 | 3 仙台国際貿易港の整備と活用      |               | C   | 7段階判定：6<br>・国際ビジネスサポートセンター、物流ターミナル等の箱もの事業の役割、機能や総整備費用等の解説と、その有効性に関する記述がほしい。   | ・国際ビジネスサポートセンターには、税関の事務所やジェトロの支援センターが入居しており、貿易の促進に寄与している。物流ターミナルの完成により、仙台港のコンテナ貨物の物流促進が図られている。  | 変更なし   | 港湾課   |
| 162 | 3 3 国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化 | 3 仙台国際貿易港の整備と活用      |               | C   | 7段階判定：6<br>・事業分析カード中、全ての事業の結果得られる成果が「外資コンテナ貨物取扱量」に集約されるのは奇異な印象を受ける。   | ・事業分析カード中、全ての事業の結果得られる成果が「外資コンテナ貨物取扱量」に集約されるのは、この施策を構成する各事業が仙台国際貿易港におけるコンテナ貨物の利用促進を目標としていることから、やむを得ないものである。   | 変更なし   | 港湾課   |
| 163 | 3 3 国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化 | 4 仙台国際貿易港の周辺施設の整備と活用 | ・仙台港背後地地区市街化率 | B   | 7段階判定：3<br>・政策評価指標の「市街化率」の目標値の決め方や市街化の内容（単なる建ぺいではなく、都市利用計画にそった市街地化であること等）を明記すべきである。   | ・「政策評価シートB」の政策評価指標分析カードの「政策評価指標の妥当性の検証」欄の2項目目を下記のとおり修正する。<br>「仙台港背後地地区における立地企業は運輸、卸売業関係が約6割を占め、物流拠点化を図る仙台港背後地地区の利用計画に沿った土地利用状況となっていることから、土地利用状況を示す「市街化率」（＝建築物が設置され敷地面積/事業地区内敷地総面積）は指標として妥当なものといえる。なお、「市街化率」の目標値は、仙台都市圏内における住宅団地の入居状況と仙台港背後地地区における利用実績から定めたものである。」 | 変更なし   | 都市計画課 |
| 164 | 3 3 国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化 | 4 仙台国際貿易港の周辺施設の整備と活用 | ・仙台港背後地地区市街化率 | B   | 7段階判定：3<br>・政策部分の意見のとおり、この施策の事業構成を「施策3」との間で整理することが望ましい。周辺施設全体を対象とする施策とするならば、来街者数などが利用で  | ・施策の整理については、次期実施計画見直しの際に検討する。   | 変更なし   | 都市計画課 |
| 165 | 3 3 国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化 | 4 仙台国際貿易港の周辺施設の整備と活用 |               | C   | 7段階判定：3<br>・政策部分の意見のとおり、本施策は土地区画整理事業だけで構成されているが、基盤整備だけでなく施策3「仙台国際貿易港の整備と活用」の中に含まれるビジネスサポートセンター等の事業や魅力あるセンター地区形成にむけたソフト施策等、国際貿易港周辺での総合的な拠点地区形成にむけた施策群を包括した事業構成が必要と考える。 | ・施策の整理については、次期実施計画見直しの際に検討する。   | 変更なし   | 都市計画課 |
| 166 | 3 3 国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化 | 4 仙台国際貿易港の周辺施設の整備と活用 |               | C   | 7段階判定：3<br>・土地区画整理事業の有効性を記述するとともに、この観点から宮城県・仙台市による公共施行による理屈付けを明記する必要がある。  | ・「政策評価シートC」の「事業群設定の妥当性及び県関与の適切性評価」欄の記述を下記のとおり修正する。<br>「仙台港背後地地区には、一般権利者、法人権利者、公共団体など多くの権利者が様々な規模の土地を有し、土地利用、土地運営についてそれぞれに種々の希望を持っており、これらに対応しつつ、本地区の位置づけに合致するための土地の用途区分の再配置が必要であり、土地区画整理事業は、地権者の土地運営への対応を可能としながら基盤整備を行うものであることから、本地区の整備において最も有効な手法である。             | 変更なし   | 都市計画課 |
| 167 | 3 3 国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化 | 4 仙台国際貿易港の周辺施設の整備と活用 |               | C   | 7段階判定：3<br>・区画整理の施行主体が組合ではなくて県とした理由を、地権者の関係を含めて明記されたい。  | （前項からの続き）<br>・宮城県と仙台市は、港と一体となった物流機能強化の整備及び仙台市の都市基盤整備を目的として、土地利用計画を定めるとともに共同で整備する方針を決定し、公共施行による土地区画整理事業を実施することとしたものであり、地区内に多数いる仙台港建設に関係した地権者への対応を考慮して事業主体を県としたが、21世紀に向けた県のプロジェクトとして積極的に推進すべきものであることから、県の関与は概ね適切であるといえる。」   | 変更なし   | 都市計画課 |



| No  | 政策名                         | 施策名                  | 政策評価指標 | シート | 県行政評価委員会<br>政策評価部会の意見   | 県の対応方針<br>(平成16年10月29日現在)  | 左記対応方針の経過、<br>平成17年度予算等への<br>反映状況等<br>(平成17年3月末現在)   | 担当課     |
|-----|-----------------------------|----------------------|--------|-----|---|--|--|---------|
| 168 | 3 3 国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化 | 4 仙台国際貿易港の周辺施設の整備と活用 |        | D   | 7段階判定：3<br>・評価結果から抽出される課題として保留地販売の不振を記述しているが、口頭の説明では処分は比較的順調に進行していることのようにあり、記述の修正が必要である。  | ・「政策評価シートD」の「政策評価・施策評価結果から抽出される課題」欄の2項目目を下記のとおり修正する。<br>「そのため、早期の土地利用が図られるよう、セールス活動のほか、保留地販売促進のための規制の緩和、保留地形状、位置の変更や、換地や保留地の共同利活用による大規模画地利用を可能にするなどの取り組みを行っており、保留地は平成15年度までに売り出し分に対し7割弱を販売した。保留地の販売は今後本格化していくが、早期販売のために整備促進を図っていくことが重要課題となっており、また、土地需要の低迷が続く社会状況の中で、今後も土地利用の促進を図るための取り組みを継続していく必要がある。」   | 変更なし   | 都市計画課   |
| 169 | 3 4 国内の交流を進めるための交通基盤の整備     |                      |        | A   | 7段階判定：3<br>・政策名は「国内の交流を進めるための交通基盤の整備」とされているが、国内の交流の定義・対象が不明確であり、このことが、施策構成や評価シート作成に混乱をきたしている。この政策が日常生活圏を越える広域交流を対象としているのか、国内の交流とは県内の日常的交流も含んでいるのかによって施策の構成が異なってくる。<br>広域交流を対象とするのであれば、施策3の日常生活圏の公共交通ネットワークの整備は結びつかないし、この政策に沿った公共交通の役割も異なってくる。<br>逆に、施策を中心に見ると広域的な交流のみならず日常生活での交流に資する施策の構成であり、「国内・県内の様々な交流を支える交通基盤の整備」といった政策として解釈される。この方が、高速道路・一般道路、公共交通、結節点の整備の役割を広く包含しており、また、多額な整備費投入の役割・効果も説明しやすくなる。<br>以上の点から、まず、この政策の狙いと対象を整理し、そのもとで政策を支える施策構成や施策の内容を再構成すべきと考える。<br>・仮にこの視点に立てば、これら施策の上位に位置づけられる「地域交通計画」が必要であり、基本となる将来交通像・交通サービス目標等を体系的にまとめた地域交通計画策定に向けた事業を施策体系に入れることを提案したい。<br>・「施策3」の優先度は「施策1」の2倍以上あり、また、乖離度は施策2より大きいにも拘らず、必要性が「中」とされ取り上げられていない。「必要性」の判断根拠の説明がない。 | ・社会資本としての交通基盤施設施策を有効に機能させるため、地域交通計画の作成は必要であると考え。地域交通計画としては、平成9年度に平成22年度を目標年次とする「宮城県交通計画」が策定されている。しかし、その後の社会情勢や交通施策の変化により、実態を反映した計画とはいえなくなっている。このため、現在、仙台都市圏において実施されているパーソントリップ調査の提言を踏まえた県内の将来交通像と計画実現のための施策を反映させた「宮城県交通計画」の改訂を検討する。<br>・公共交通の現状については、モータリゼーションの進展及び少子高齢化による利用者の減少等により、運行の削減や廃止が進み、今後、その取り巻く環境はますます悪化すると考えられる。こうした中において、仙台都市圏においては、公共交通の利用を促進させるパークアンドライド等のTDM施策が推進されており、また、県内各地においてコミュニティバスや福祉バス等の新たなバス運行も行われ、地域の交通基盤やニーズに応じた交通施策が取り組まれている。高齢化の進展に伴い、自動車等の独自の移動手段を持たない人の移動手段の確保が課題となるため、公共交通機関の充実、利用促進施策は重要であると認識しており、重点的に取り組む必要があると考える。<br><br>【上記対応方針に対する委員意見】<br>・地域交通計画の重要性を認識していただいたことに敬意を表します。しかしながら、県対応方針で指摘された仙台都市圏パーソントリップの調査結果を中心とした改訂では、自動車交通に大きく依存した地方部の状況まで踏み込めないと思います。地域交通計画の改訂にあたっては、仙台都市圏以外の地域の将来交通像とそれを達成するための政策・施策を含めたものとしてお考えください。特に、公共交通が破綻している地方部の高齢社会を支える公共交通政策のあり方が大きな課題であると認識していますので、これらに踏み込んだ改訂を望みます。 | ・現在、仙台都市圏で実施されているパーソントリップ調査は、土地利用と交通との連携を重視するとともに、複数のシナリオを設定するなど、これまでのパーソントリップ調査とは異なる手法を取り入れ、また、新たな評価指標も検討されていることから、「宮城県交通計画」の改訂に際してはその調査結果を参考とした。<br>・また、自家用車利用の増加、少子高齢化により、特に地方部においては、公共交通の運行本数削減や廃止が進む状況であるが、新たな運行形態への取り組みも行われており、それらを含めた公共交通の動向を踏まえ、公共交通機関の充実、利用促進施策を「宮城県交通計画」に反映させたい。 | 総合交通対策課 |
| 170 | 3 4 国内の交流を進めるための交通基盤の整備     |                      |        | A   | 7段階判定：3<br>・昨年度から公共交通ネットワーク整備の重要性を指摘してきたが、主要施策としての位置づけが弱く改善されていない。その理由が明確でなく、仮に評価指標が無いことを理由に主要施策から外しているとすれば大きな問題であり、早急に指標検討を望む。   | ・公共交通ネットワーク等に対する評価指標の設定については、現在実施している仙台都市圏におけるパーソントリップ調査において、「移動の公平性」「環境負荷の削減」「生活空間の豊かさ」等の多様な視点から交通施策についても評価することとされているため、評価指標設定の検討にあたり、同調査結果を参考としていく。<br><br>【上記対応方針に対する委員意見】<br>・次年度は是非公共交通施策についての評価検討をお願いします。  | ・評価指標の設定にあたっては、現在、仙台都市圏で実施されているパーソントリップ調査の結果や他県の事例等を参考としながら、交通ネットワーク等の状況が有効に評価できる指標を早期に設定できるように検討していく。   | 総合交通対策課 |

| No  | 政策名                                 | 施策名           | 政策評価指標                         | シート | 県行政評価委員会<br>政策評価部会の意見  | 県の対応方針<br>(平成16年10月29日現在)   | 左記対応方針の経過、<br>平成17年度予算等への<br>反映状況等<br>(平成17年3月末現在)  | 担当課   |
|-----|-------------------------------------|---------------|--------------------------------|-----|--|---|---|-------|
| 171 | 3 4 国内の<br>交流を進める<br>ための交通基<br>盤の整備 |               |                                | A   | 7段階判定：3<br>・民意は身近な生活交通の充実を要望しており、県の高速道路を重点施策とする根拠が十分に伝わってこない。記述内容には検討の余地がある。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高速道路の整備を進めてきた結果、県の中央部以南の整備は大方出来上がり、高速道路整備は全県的な優先度は低くなっている。しかし未整備地域である気仙沼地方ではなお優先度が高く、民意はなお未開通地区の開通を望んでいると判断できる。県土の均衡ある発展を目指す県としては、三陸自動車道の整備を推進するものである。</li> <li>・高速道路の整備と国道、県道、市町村道の整備の2施策については、道路ネットワーク整備という観点で、施策を1本化することを含めて検討したい。</li> </ul> <p>【上記対応方針に対する委員意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高速道路と一般道路は施策を一本化するとの見解を支持します。その際、評価指標をどのようにするか、インター40分圏ない人口だけでは説明ができず、分科会での説明資料にあったように、これまで検討してきた複数の評価指標を併記して表現することも考えられるので、再検討を望みます。</li> </ul>                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般道路の整備に対しての指標として、道路の改良率を採用することとした。</li> </ul>  | 道路建設課 |
| 172 | 3 4 国内の<br>交流を進める<br>ための交通基<br>盤の整備 | 1 高速道路の<br>整備 | ・高速道路<br>IC40分<br>間交通圏カ<br>バー率 | B   | 7段階判定：4<br>・政策評価指標の「IC40分カバー率」では三陸道方面を除いて今後ICの増設等があっても殆ど反映しない。つまり指標として感が悪いので、30分、20分等、時代に応じて基準を上げるべき。年60億円の予算を使って殆ど指標に変化が生じないのでは、説明責任が果たせない。<br>・アクセス時間短縮を目標に掲げると、高速道路の延長によらずともインター設置やアクセス道路整備により、アクセス時間の短縮が図られ、政策と道路整備との関連がよりいきいきしてくる。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高速道路IC40分圏は、県の総合計画や宮城の道づくり基本計画にも用いられてきた考え方であり、現在県内で計画されている高速道路や一般道路が整備されると概ね100%となり、道路整備の進捗具合を計る評価指標としては適切と考える。</li> <li>・しかし、高速道路の新たな開通区間がないと指標値に変化が出にくい面もあるため、他の指標を追加することを検討したい。</li> </ul> <p>【上記対応方針に対する委員意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この施策が決定された時期においてはインター40分圏が適正であったと思われませんが、高速道路料金の社会実験が始まりましたように、高速道路のもつ意味合いが大変変化してきております。地方部ではより高速道路を使いやすくすることが重要な課題であり、昨今の状況を踏まえるとこれまでの整備水準でいかどうか点検の時期にあると考えます。この観点から整備水準の見直しと簡易インター等の新たな施策の検討を前向きによりしくお願いいたします。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・H15年5月の地域高規格道路の構造要件の緩和により、整備水準の見直しが可能になった。このため、みやぎ県北高速幹線道路の第一期事業につきましても、事業費の削減が可能になると考えられます。また既存の高速道路にETC専用出入口を設置する実験をH16年度から実施しており、H17年度には本格設置に向けて活動して参ります。</li> </ul> | 道路建設課 |
| 173 | 3 4 国内の<br>交流を進める<br>ための交通基<br>盤の整備 | 1 高速道路の<br>整備 | ・高速道路<br>IC40分<br>間交通圏カ<br>バー率 | B   | 7段階判定：4<br>・「みやぎ交流ネットワーク」では地域高規格道路指定路線図が描かれているが、この路線によるネットワークを目指し、今後とも施策・事業を構成するのかがどうか大きな課題である。<br>・高速道路の整備自体を目的にする限り、ハードの整備が事業の中心になるのはやむを得ないが、地方部における利用促進や混雑路線における他モードへの転換や協調、さらにサービスエリア等の利便施設やITSなどの情報システムの整備も考慮されて良い。「ITSの導入」に触れているが、その機能は多様であるため具体性に乏しい印象を受ける。<br>・「高速道路の整備そのものの事業」という表現が繰り返されるが、計画の階層構造（下位計画の目的は上位計画の手段）に配慮した表現に改めることが望ましい。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹交通網である高規格道路の整備に合わせて、地域高規格道路が整備されることによりネットワークが有効になる。国・県・道路公団等でそれぞれ役割分担し、今後とも施策を積極的に推進していきたい。</li> </ul>  | 変更なし  | 道路建設課 |

| No  | 政策名                                 | 施策名                     | 政策評価指標                         | シート | 県行政評価委員会<br>政策評価部会の意見   | 県の対応方針<br>(平成16年10月29日現在)  | 左記対応方針の経過、<br>平成17年度予算等への<br>反映状況等<br>(平成17年3月末現在)   | 担当課   |
|-----|-------------------------------------|-------------------------|--------------------------------|-----|---|--|--|-------|
| 174 | 3 4 国内の<br>交流を進める<br>ための交通基<br>盤の整備 | 1 高速道路の<br>整備           |                                | D   | 7段階判定：4<br>・高速道路事業に対する世論の考え方が多様化していることを踏まえ、「高速交通ネットワーク形成がされないから事業を縮小・中止できない」との県の見解は理由付けが弱い。事業縮小・中止の場合のデメリット、費用対効果を明確にし、県として取り組む姿勢を明確にすべきである。                                      | ・高規格幹線道路事業は、昭和62年の第4次全国総合開発計画に基づき国及び道路公団が事業を実施しており、国において事業実施の判断をしている。県としても国の判断を尊重し、直轄負担金を支出している。<br>・県で施行している地域高規格幹線道路のみやぎ県北高速幹線道路は、平成16年度に用地買収が完了する見込みで、今後は全域的に工事が可能になる。同事業は本年度の公共事業再評価の対象となり、その中で事業のB/Cは2.5、建設中止時の残事業のB/Cは6.8と評価され、事業継続が妥当と判断され、県としては引き続き事業を推進していく。<br><br>【上記対応方針に対する委員意見】<br>・地域高規格道路は、その経緯、計画の位置づけは理解してつもりであるが、例えば仙台に配置されている南北放射自動車専用道路、仙台圏の外郭環状道路、仙台空港と村田インターを結ぶ宮城県中央連絡自動車道等の必要性和そのフィージビリティはいかがなものでしょうか。これまで策定した過大な計画を見直す時期にあると思います。逆にこれらの道路整備を前向きに取り組んでいくのであれば、その方向性、フィージビリティを示していただきたいと考えます。 | ・これらの地域高規格道路は、仙台圏の渋滞緩和や圏域間の交流・連携の促進に向けて、広域的な道路ネットワークとして不可欠であり、必要性はあるものと認識しております。整備についての方向性につきましては、今後とも検討して参ります。              | 道路建設課 |
| 175 | 3 4 国内の<br>交流を進める<br>ための交通基<br>盤の整備 | 2 国道、県<br>道、市町村道の<br>整備 | ・高速道路<br>IC40分<br>間交通圏力<br>パー率 | B   | 7段階判定：3<br>・国内の交流を進めるための施策である「一般道路の整備」と「高速道路IC40分間交通圏力パー率」は結びつかない。施策内容はICアクセス道路に限定されたものとの定義がなく、ここでは広く高速道路を除く一般道路整備とみるのが自然である。   | ・施策1が高速道路の整備であり、施策2は高速道路を除く一般的な道路法上の道路の整備と捉えている。<br>・施策名にある「国道」は特に重要な都市を連絡する道路、「県道」は地方の幹線道路として主要地を連絡する道路であり、「市町村道」はその他の道路となる。  | 変更なし   | 道路建設課 |
| 176 | 3 4 国内の<br>交流を進める<br>ための交通基<br>盤の整備 | 2 国道、県<br>道、市町村道の<br>整備 | ・高速道路<br>IC40分<br>間交通圏力<br>パー率 | B   | 7段階判定：3<br>・したがって、広域交流促進の観点から高速道路IC40分圏を目標に整備する一般道路事業を展開するのか、生活交通を支える一般道路を議論するのか、その選択が必要である。以降の記述においても、高速道路との連携からコメントしている箇所、そうでなく生活交通としての必要性を謳っている箇所が随所に混在していることから、わかりやすい記述にすること。 | ・シートには、県管理道路の管理者の立場から、主に市町中心地や港・IC等の主要地と各地域を結び県内各地域の連携の強化に資する道路の整備をイメージして記述しているが、広域交流促進の道路といえども地域のネットワークからすれば生活道路の一部とも言えるため、両者を区別することなく、一般の道路として対象にしている。<br><br>【上記対応方針に対する委員意見】<br>・ご指摘のとおりインター40分圏は一般道路がなければ成立しませんが、一般道は地域の生活や産業活動等幅広く活躍しているものであります。高速道路と一般道路が一体となって、安全・安心・快適で豊かな暮らしを支えるインフラとしての評価指標の工夫、整備優先順位、整備効果把握等の体系化をお願いいたします。   | ・一般道路の整備に対しての評価指標として「道路の改良率」を採用することとしました。また、道路の整備につきましては事業箇所評価を実施し、整備の優先順位を決定しております。さらに道づくりの成果を道サービス指標を用いてその達成度をとりまとめしております。 | 道路建設課 |
| 177 | 3 4 国内の<br>交流を進める<br>ための交通基<br>盤の整備 | 2 国道、県<br>道、市町村道の<br>整備 | ・高速道路<br>IC40分<br>間交通圏力<br>パー率 | C   | 7段階判定：3<br>・県民満足度調査の評価に際して、一般道よりも街路が重視されている可能性があるが、その多くは市町村管理であるため、県の事業評価に直結しない可能性がある。<br>・一般道は部分供用による効果が出やすいが、現在の指標を採用する限り施策の成果を正当に評価することは困難である。                                 | ・一般道の効果を評価する指標としては、現在の指標のみで最適であるとは言えない面もあるため、新たな指標について検討していくこととする。   | 変更なし   | 道路建設課 |

| No  | 政策名                     | 施策名                 | 政策評価指標                    | シート | 県行政評価委員会<br>政策評価部会の意見  | 県の対応方針<br>(平成16年10月29日現在)  | 左記対応方針の経過、<br>平成17年度予算等への<br>反映状況等<br>(平成17年3月末現在) | 担当課     |
|-----|-------------------------|---------------------|---------------------------|-----|--|--|--|---------|
| 178 | 3.4 国内の交流を進めるための交通基盤の整備 | 2 国道、県道、市町村道の整備     |                           | D   | 7段階判定：3<br>・一般道の整備は今後も継続すべきことには同意するが、特に高齢ドライバーの増加に配慮した、余裕のある道路(特に車線幅や路側帯)整備に留意する必要がある。                         | ・基本的な道路の構成は定まっているが、地域の実情に合った事業を実施していきたい。   | 変更なし   | 道路建設課   |
| 179 | 3.6 高度情報化に対応した社会の形成     |                     |                           | A   | 7段階判定：4<br>・全体的にインフラの整備、産業への利用、人材育成への取り組み等の点で一定の努力が行われているが、これに満足することなく、さらに時代や市場のニーズにスピーディにマッチした先端的な試みを継続して欲しい。 | ・「宮城県IT戦略推進計画」を引き続き着実に実施していく。  | 変更なし   | 情報政策課   |
| 180 | 3.6 高度情報化に対応した社会の形成     |                     |                           | A   | 7段階判定：4<br>・取り組みがいずれも常識的な域を出ていない。状況の変化に即座に対応するためには、さらに機動的な戦略を練る(あるいはそのようなことを可能とする体制を作る)ことが今後の課題である。            | ・事業の進捗よく状況を常に把握しながら、社会経済情勢の変化などに柔軟に対応していく。   | 変更なし   | 情報政策課   |
| 181 | 3.6 高度情報化に対応した社会の形成     |                     |                           | A   | 7段階判定：4<br>・県民全体が、IT活用によるサービスを受けられるよう行政が率先して実行すべき課題が多い。  | ・電子自治体の推進にあたっては、県民のだれもがITの恩恵を受けられるようなサービスを目指して取り組んでいく。   | 変更なし   | 情報政策課   |
| 182 | 3.6 高度情報化に対応した社会の形成     | 1 高速情報通信ネットワークの整備   | ・インターネット世帯普及率             | B   | 7段階判定：5<br>・政策評価指標は、利用世帯数がきめ細かく算定できるような工夫が必要である。   | ・来年度に向けて、政策評価指標の見直しを含めた検討を行っていく。   | ・現指標データが入手できなくなることから、候補指標として「インターネット人口普及率」を選定した。   | 情報政策課   |
| 183 | 3.6 高度情報化に対応した社会の形成     | 1 高速情報通信ネットワークの整備   |                           | C   | 7段階判定：5<br>・条件不利地域への支援を含め、さらに整備を推進する必要がある。また、既存のDSLサービスのみでなくさらに先進的なインフラ整備にも積極的に取り組む姿勢が求められる。                   | ・条件不利地域へのブロードバンドサービスの提供に向けて、DSLサービス未提供町村と連携し、通信事業者へサービス拡大の要望を実施している。   | ・県内全市町村(一部地域を除く)でブロードバンドサービスが提供される予定である。           | 情報政策課   |
| 184 | 3.6 高度情報化に対応した社会の形成     | 2 産業の情報化、情報産業等の集積促進 |                           | C   | 7段階判定：5<br>・産業重点戦略として成果が期待される分野であり、人材育成、起業支援、企業誘致とともに積極的に果敢な取り組みが必要である。時代のスピードにマッチした施策を特に期待したい。                | ・「宮城県緊急経済産業再生戦略プラン」における「コールセンター立地促進事業」及び「未来型IT技術開発産学官連携プロジェクト」との整合性を図りながら、産業集積につながる各種プログラムを引き続き実施していく。   | 変更なし   | 情報産業振興室 |
| 185 | 3.6 高度情報化に対応した社会の形成     | 2 産業の情報化、情報産業等の集積促進 |                           | C   | 7段階判定：5<br>・施策5「次代を担うIT人材の育成」ともっと連動した人材育成施策を期待したい。   | ・県立工業高校や県立高等技術専門学校が実施するインターンシップ事業を促進し、高校生のITに関する潜在能力を地元企業に認識してもらい、若年層の雇用につなげるため、地元IT業界団体の協力を得て、学校側(教職員)とIT関連企業との仲介を行ってきた。平成16年度からは、同取組を発展させ、「情報系高校生等インターンシップ支援事業」として、受入企業及び参加学生への支援(交通費の一部補助等)を実施している。 | 変更なし   | 情報産業振興室 |
| 186 | 3.6 高度情報化に対応した社会の形成     | 4 電子自治体化の推進         | ・ホームページ開設率(県庁の課室、公所及び市町村) | B   | 7段階判定：4<br>・ITにより県民がどこでどんなサービスを受けられるかが課題。ホームページを開設することは今や常識であり、いかに活用度を上げているかが評価の対象と考える。                        | ・電子申請システムが平成17年度から運用開始予定であり、県民に対して電子申請の仕組みや利便性についての周知を図り、利用促進を目指して取り組んでいく。<br>・電子申請システムの運用開始に伴い、政策評価指標については、「申請・届出の総数に占める電子申請・届出件数の割合」とする予定である。  | ・電子自治体化の推進を的確に表す指標として「電子申請・届出件数の割合」を設定した。          | 情報政策課   |

| No  | 政策名                 | 施策名             | 政策評価指標                                      | シート | 県行政評価委員会<br>政策評価部会の意見  | 県の対応方針<br>(平成16年10月29日現在)   | 左記対応方針の経過、<br>平成17年度予算等への<br>反映状況等<br>(平成17年3月末現在)   | 担当課                       |
|-----|---------------------|-----------------|---|-----|--|---|--|---------------------------|
| 187 | 3.6 高度情報化に対応した社会の形成 | 4 電子自治体の推進      |   | C   | 7段階判定：4<br>・県内の市町村に対し、さらに電子自治体の効用の周知徹底をはかるとともに、地震情報やセキュリティ問題等の運用の工夫と取組みを積極的に進める必要がある。  | ・県で開発している共通基盤システムと電子申請システムを県内市町村に提供することにより、電子自治体の促進を図るとともに、電子自治体構築に係る経費面での課題やセキュリティ問題等の解決に有効な共同アウトソーシングを推進する。   | 変更なし   | 情報政策課                     |
| 188 | 3.6 高度情報化に対応した社会の形成 | 4 電子自治体の推進      |   | C   | 7段階判定：4<br>・職員研修にはeラーニングを採用するなど、レベルの向上と維持を期待したい。   | ・また、電子自治体の構築に伴い、それに対応できるよう職員の研修体系も充実させていく。  | 変更なし   | 情報政策課                     |
| 189 | 3.6 高度情報化に対応した社会の形成 | 5 次世代を担うIT人材の育成 | ・コンピュータを使って教科等の指導ができる教員の比率<br>・インターネット世帯普及率 | B   | 7段階判定：4<br>・政策評価指標(コンピュータを使って教科等の指導ができる教員の比率)は、現場サイドの実感を反映しているものかどうか疑問が残る。学校でのハード整備状況、ソフト環境とともにIT教育レベルに対応したものがどうか把握できるものとするのが望ましい。 | ・この指標については、文部科学省の「学校における情報教育の実態等に関する調査」から得られた結果であり、教員の実態、コンピュータ等のハードの整備状況、ソフト整備等について、全国、宮城県、県内市町村別及び他県の状況について把握でき、施策を推進する上で有効な指標と捉えている。   | ・平成16年度の調査に関しては、「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」となり、従来のインターネット接続、ソフトウェア・コンピュータ整備に関する調査と教員の情報活用能力の実態等に関する調査とともに持ち込みPCとセキュリティに関する調査を実施し、より学校の実態に即した指標となる。                    | 義務教育課<br>高校教育課            |
| 190 | 3.6 高度情報化に対応した社会の形成 | 5 次世代を担うIT人材の育成 |   | C   | 7段階判定：4<br>・教員のパソコン利用環境をさらに整備する必要がある、また、人材育成を施策2の産業育成や企業支援とさらに連動させ、モチベーションや意欲を高める努力が求められる。   | ・産業育成や企業支援の観点から「東北テクノロジーセンター」による高度IT技術者養成の取組を引き続き推進する。また「宮城県緊急経済産業再生戦略プラン」において、「離職者向けIT技術習得・就労支援事業」を引き続き実施し、雇用促進につなげる。<br><br>【上記対応方針に対する委員意見】<br>・部局の付したコメントは具体的かつ委員の指摘に沿ったものであり、満足のいくものである。(Cシート共通) | 変更なし   | 情報産業振興室<br>義務教育課<br>高校教育課 |
| 191 | 3.6 高度情報化に対応した社会の形成 | 5 次世代を担うIT人材の育成 |   | C   | 7段階判定：4<br>・教員にパソコンを与えなければIT教育は進まない。教員個人へのパソコン供給率はどの位か、古くて使えないOSではないか、OSのバージョン毎の分布状況はどうか等をきちんと示した上で、必要な条件整備をまず行うべきではないか。           | ・H16.17年度中に県立学校の教職員にコンピュータを順次配布し利用環境の整備を進めている。また、小中学校において、各教室のLAN整備とともにコンピュータの整備について指導していく。   | ・県立学校の教職員にコンピュータをH15年度より順次配布しており、H17年度中には完了予定である。配布PCはA4ノートでOSはWindows XPである。また、普通教室・特別教室6教室の校内LAN整備も完了しIT教育環境が整備される。小中学校における各教室のLAN整備とともにコンピュータ整備の充実促進について指導していく。 | 義務教育課<br>高校教育課            |
| 192 | 3.6 高度情報化に対応した社会の形成 | 5 次世代を担うIT人材の育成 |   | C   | 7段階判定：4<br>・高学年にいくほど、教員が教育にITを活用していない現実では、教育現場でのIT人材育成は期待できない。教師と生徒の能力が逆転すれば、憂慮すべき現象が生まれる。設備の充実と意識改革の両面から、早急に改善すべき課題と考える。          | ・教員のITに関する意識については、中央研修派遣(IT教育指導者養成研修)、県研修派遣(長期及び短期)等のほか、ITを活用したモデル的な授業例を周知するなどして、今後とも向上を図っていく。  | ・教員のITに関する意識については、中央研修派遣(IT教育指導者養成研修)、県研修派遣(長期及び短期)等のほか、情報教育研修(ICTスキルアッププログラム)において、今後とも向上を図っていく。   | 義務教育課<br>高校教育課            |
| 193 | 3.6 高度情報化に対応した社会の形成 | 5 次世代を担うIT人材の育成 |   | C   | 7段階判定：4<br>・コンピュータの進歩は早いので、配備に当たっては従来の学校の備品の概念を変えた発想が必要である。  | ・H15年度国調査による宮城県の教育用コンピュータ(サーバー機除く)OSの状況は、Windows95 9.7%<br>Windows98系(98,98SE,Me)34.9%,Windows2000・NT13.1%,WindowsXP39.0%である。現在約4割のOSがXPであり、今後新規購入等でXPの割合が増加する見通しである。                                 | ・OSについては、今後新規購入等でXPの割合が増加する見通しである。   | 義務教育課<br>高校教育課            |

| No  | 政策名                 | 施策名             | 政策評価指標 | シート | 県行政評価委員会<br>政策評価部会の意見   | 県の対応方針<br>(平成16年10月29日現在)   | 左記対応方針の経過、<br>平成17年度予算等への<br>反映状況等<br>(平成17年3月末現在)  | 担当課            |
|-----|---------------------|-----------------|--------|-----|---|---|---|----------------|
| 194 | 3.6 高度情報化に対応した社会の形成 | 5 次世代を担うIT人材の育成 |        | C   | 7段階判定：4<br>・総合学習の拡大によって、知識習得の地域差・階層差がかえって拡大するおそれも識者に指摘されている【東大，刈谷ら】。こうした課題を克服するためにもe-learningを含めた学習環境基盤整備を行うことは、単にIT対応の人材育成という側面を越える広い意義がある。この点で、危機感が薄いのではないかという印象を持った。 | ・e-learningについては、みやぎIT教育推進協議会（H16.7発足）において、小中高等学校教員でプロジェクトチームを組織し研究に取り組んでいる。  | ・e-learningについては、みやぎIT教育推進協議会において、小中高等学校の教員でプロジェクトチームを組織し、みやぎIT教育ポータルサイトの構築を中心に研究に取り組んでいる。  | 義務教育課<br>高校教育課 |
| 195 | 3.6 高度情報化に対応した社会の形成 | 5 次世代を担うIT人材の育成 |        | C   | 7段階判定：4<br>・長崎県の事件で注目されるように、今後はITをコミュニケーションツールとして使いこなせるかどうか重要な課題となる。この点の取組みも充実させるべきではないか。   | ・コミュニケーションツールとしてのITについては、IT教育の県の方針として「みやぎIT教育推進構想」を策定し各学校に周知したほか（H16.3），児童生徒の発達段階に応じた情報活用能力や情報モラルの育成等の研究を、みやぎIT教育推進協議会で取り組んでいる。 | ・みやぎIT教育推進協議会において、児童生徒の発達段階に応じた情報活用能力や情報モラルの育成等の研究をしており、保護者用情報モラルリーフレット、情報モラル学校運用マニュアルはH16年度中に作成し、学習指導資料集についてはH17年度作成に向け研究に取り組んでいる。 | 義務教育課<br>高校教育課 |